

# 2026 OKAYAMA UNIVERSITY OF SCIENCE

岡山理科大学の  
大学生活  
あれこれ  
ガイドブック



## STUDENT LIFE GUIDEBOOK

岡山理大 大学生活ガイドブック

## 岡山理科大学学歌

作詞 伊藤 祐一

加計 孝太郎（四番）

補作詞 井田 誠一

作曲 灰田 有紀彦

# 建学の理念

ひとりひとりの

養育が持つ能力を

無限に引き出し

技術者として

社会人として

社会に貢献できる

人材を養成する

一、われらひたすら真理をもとめ

ここに集えり半田山

友よ開かん宇宙の扉

若きいのちの力もて

ああ青春の花香る

岡山々々 岡山理大

二、瀬戸の内海より七つの海へ

永遠に流るる旭川

われらがぞすは科学の矩火

明日の世界の旗手たらん

ああ清冽の水光る

岡山々々 岡山理大

三、荒き波風嵐に堪えて

われら一筋学の道

窓に平和の歌声あふれ

未来を照らす学舎ぞ

ああ大空に花開く

岡山々々 岡山理大

四、たぎる思いを心に秘めて

我ら抱くは生命愛

伊予の丘より世界の空へ

大きな翼で羽ばたかん

ああ潮騒の風匂う

岡山々々 岡山理大

## 学生心得

(前文) 岡山理科大学(以下、「本大学」という。)学生は、本大学建学の理念を深く理解し、人格の完成をめざし、自発的に学習に精励し教養を高め、学術文化の向上と社会の発展に寄与する資質と能力とを身につけなければならない。この学生心得は学生としての責任を自発的に果たすために自制すべき大学の秩序を明示し、全ての学生に良い教育環境を与え、教育と研究の自由を保障するものである。

2. 本大学の教育は、正課の学習活動と正課外活動とで構成する。正課の学習活動は各学科及びアクティブラーナーズコース(以下、「学科等」という。)の専門教育のもとに展開するが、それに加えて、単位は取得できないが教育的意図に基づいて教職員が関与・支援する教育活動や学生支援活動として、準正課教育も用意する。正課外活動は全学生が組織運営する活動と有志が集って行うサークル活動とで構成し、学生の自主的活動によって展開される。自主的活動は学生の民主的精神を育成することを目的とするものであり、決して学内秩序を乱してはならない。そのためにサークル活動を行う団体(以下、「サークル団体」という。)には、団員の要望を受けた教員が顧問となり、民主的運営と社会的適応の相談に応じ、学生の人格の形成を助ける。

### 第1章 サークル団体

(サークル団体の結成)

第1条 学生がサークル団体を結成しようとするときは、以下第1号の用紙を学生委員会で受けとり、学生委員会に提出する。また、結成の1週間前までに学生課(今治キャンパスは教学・学生支援課)(以下、「学生課等」という。)に以下第2号から第5号の届出をする。なお、顧問を得難いときは、岡山キャンパスにおいては学生支援センター長、今治キャンパスにおいては学生生活委員会委員長が臨時に代行する。

(1) 団体顧問依頼書・団体顧問承諾書

(2) 団体結成届

(3) 団体員名簿

(4) 活動計画

(5) 団体規約

(サークル団体の継続)

第2条 既成サークル団体は毎年3月上旬までに前条第1号を学生委員会に提出したうえで学生課等に所定の届出をすれば継続できる。

(規約等の変更、解散)

第3条 既成サークル団体は第1条の事項に変更が生じた場合は、学生課等に所定の届出をする。

2 解散しようとするときは顧問に連絡し、当該サークル団体が所属する学友会統括部署へ報告したうえで学生課等に届け出る。

(学外サークル団体への加盟)

第4条 サークル団体が学外のサークル団体に加盟しようとするときは、学外サークル団体の規約又は会則に当該サークル団体の規約及び団体員名簿を添え、顧問に連絡のうえ学生課等に届け出る。

### 第2章 集会・行事

(学生の学内での集会・行事の開催)

第5条 学生が、学内で集会・行事(講演会、署名運動、募金運動、世論調査など)を開催しようとするときは、指導教員(チューター)に連絡のうえ、1週間前までに集会・行事に関する所定の届出をもって学生課等に届け出る。

(学生の学外での集会・行事の開催、参加)

第6条 学生が、学外で本大学の名称を使用して、前条の集会・行事を開催し、又はこれらに参加しようとするときの手続きは前条に準ずる。

(サークル団体が集会・行事をするとき)

第7条 サークル団体が、学内又は学外で集会・行事(対外試合、合宿練習、講演会、署名運動、募金運動、世論調査など)を開催し、又はこれらに参加しようとするときは、顧問に連絡のうえ、集会・行事に関する内容について1週間前までに学生課等に所定の届出をする。ただし、学科等又はクラス単位での活動の場合は、指導教員(チューター)に連絡のうえ、学生課等に届け出る。

なお、行事内容等によっては、関係機関への届出が必要となる場合がある。

(集会・行事終了後の報告)

第8条 集会・行事の終了後は、顧問、指導教員(チューター)及び学生課等に所定の届出により報告する。

### 第3章 掲示

(学外における掲示)

第9条 学生又はサークル団体が、学外で本大学の名称を使用して掲示をしようとするときは、1週間前までに、掲示期間と責任者氏名を記載した現物を添え、個人の場合は事前に指導教員(チューター)に連絡のうえ学生課等に、サークル団体の場合は事前に顧問に連絡のうえ、学生課等に届け出る。また、学科等又はクラス単位での掲示の場合は指導教員(チューター)に連絡のうえ、学生課等に届け出る。

なお、施設管理者等の承認が必要となる場合がある。

(学内における掲示)

第10条 学生又はサークル団体が、学内に掲示をしようとするときは、1週間前までに掲示期間と責任者氏名を記載した現物を添え、学生課等に届け出る。学生課等の承認を得た後、所定の掲示板に掲示する。

(掲示物の規格)

第11条 掲示物の大きさはA4サイズを標準とする。

(掲示期間)

第12条 掲示期間は原則として1週間以内とする。

(立看板)

第13条 立看板は掲示に関する諸条項に準ずる。ただし、大きさは原則として2m×4m以内とする。

### 第4章 印刷物

第14条 学生又はサークル団体が、印刷物(新聞、ピラ、会報、研究誌、その他これに類するもの)を発行し、又は配布しようとするときは、責任者氏名を明記し、個人の場合は事前に指導教員(チューター)に連絡のうえ、サークル団体の場合は事前に顧問に連絡のうえ学生課等に届け出る。また、学科等又はクラス単位での発行又は配布の場合は、指導教員(チューター)に連絡のうえ、学生課等に届け出る。

## 第5章 学内施設の使用

(手続き)

第15条 学生又はサークル団体が、学内施設を使用しようとするときは、各学内施設の担当部署で使用の可否を確認し、使用する。ただし、サークル団体が学内施設を使用する場合は、1週間前までに学生課等に所定の届出をして承認を得る。なお、使用時間を厳守する。

(注意事項の厳守)

第16条 使用期間中は注意事項を厳守する。

(使用後)

第17条 施設使用後は、必ず原状復帰する。施設を損傷したときは、各学内施設の担当部署に報告し、使用者がその責任を負うものとする。ただし、サークル団体については、学生課等へも報告する。

## 第6章 届出等

(届出の受理)

第18条 本学生心得に定める届出については、届け出た日から1週間以内に学生課等もしくは担当部署から指示のない場合は受理されたものとする。

(責任)

第19条 学生又はサークル団体は、届出事項に対して責任をもつ。

(異議の申立て)

第20条 学生又はサークル団体が、学内で届出などについて不当な取扱いを受け、又は権利を侵害されたと考えられるときは、このことを学生課等に申し出て解決を図る。

(規律事項)

第21条 学生は、本学生心得に定める活動にあたり、本大学及び個人の名誉を傷つけ、次の各号の行為により本大学の教育と研究の機能に支障を与えてはならない。

- (1) 憲法に基づく個人の基本的人権を侵すこと。
- (2) 法律、政令、条例、及び本大学の諸規則に違反すること。
- (3) 暴力行為及び暴力の準備行為
- (4) 虚偽、中傷、不正行為
- (5) 本大学の授業、研究の妨害となる行為

## 第7章 生活

第22条 学生は、学生生活をするにあたり、次の各号の心得を遵守する。

- (1) 服装を正しくし、本大学学生としての品位と体面を保持する。
- (2) 騒音防止に努める。
- (3) 火災防止に努める。
- (4) ゴミは所定の位置に分別して捨てる。
- (5) SNSを使用する場合は、本大学情報倫理ガイドラインを遵守する。

## 第8章 学生証

(交付及び携帯)

第23条 学生は入学の際、学生課等にて学生証の交付を受け、常時これを携帯する。

(遵守事項)

第24条 学生証は他人に貸与したり譲渡したりしない。

(有効期限)

第25条 学生証の有効期限が経過したときは、直ちに有効期限の訂正を学生課等に申し出る。

(紛失)

第26条 学生証を紛失したときは、直ちに学生課等に届け出て再交付を受ける。

## 第9章 休学、退学、長期欠席、再入学

(休学)

第27条 病気など止むを得ない理由により、3ヶ月以上欠席しようとする者は休学することができる。

2 休学の期間は在学期間に入算されない。

3 休学の期間は学則第22条から第26条までの定めるところによる。

(休学、退学手続き)

第28条 休学又は退学しようとする者は、休学願又は退学願に、必要事項を記入し、病気の場合は医師の診断書を添え、保証人、学科長又はアクティブラーナーズコース長(以下、「学科長等」という。)及び指導教員(チューター)の承認印をもって、教務課(今治キャンパスは教学・学生支援課)(以下、「教務課等」という。)を経て、学長宛に願い出て、その許可を得る。

(復学手続き)

第29条 休学を届け出て許可を得た者が、休学期間の途中に大学へ復帰する場合は、復学願に必要事項を記入し、保証人、学科長等及び指導教員(チューター)の承認印をもって、教務課等を経て、学長宛に復学を願い出て、その許可を得る。

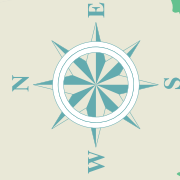
(長期欠席手続き)

第30条 病気、その他止むを得ない理由により1ヶ月以上欠席する者は、長期欠席届に必要事項を記入し、病気の場合には医師の診断書を添え、保証人、学科長等及び指導教員(チューター)の承認印をもって、教務課等を経て、学長宛に届け出る。

(再入学手続き)

第31条 退学した者が再入学を希望する場合は、学則第28条に基づき認められることがある。この場合には再入学願に必要事項を記入し、保証人連署をもって教務課等を経て学長宛に願い出る。

# 今治キャンパスマップ



**Aブロック**

**A1 管理棟**  
総長室、学長室、事務局長室、庶務、入試広報、経理、秘書、教務、学生、キャリア支援、健康管理室、学生食堂、図書館、キャンパスショップ、国際獣医学教育センター

**A2 獣医学部棟**  
学部長室、研究室、講義室、演習室、実習室、教育能力開発センター、コンピューター室、実験動物センター

**A3 大講義棟**

**Bブロック**

**B1 獣医学教育病院棟**  
病院受付、診察室、検査室、処置室、手術室、院長室、研究室、生物医科学検査研究センター

**B2 大動物実習施設棟**

**B3 動物緊養施設**

**Cブロック**

**C1 体育館**

**C2 クラブハウス**

グラウンド  
テニスコート

A3 大講義棟

A1 管理棟

A2 獣医学部棟

バス停

守衛室

B1 獣医学教育病院棟

B2 大動物実習施設棟

B3 動物緊養施設

C1 体育館

C2 クラブハウス

テニスコート

グラウンド

OUS

iv

# 個人情報取扱について

本学では、収集した個人情報の重要性を認識し、教育機関として適切に保護し、教育支援・生活支援のために活用いたします。

## 1. 本学における個人情報の内容とその利用目的について

本学は個人情報を収集する際に、あらかじめその利用目的をお知らせいたします。個人情報の内容によりその利用目的は異なりますが、学生及び保護者・保証人に係る個人情報の内容とその利用目的は以下のとおりです。

### <個人情報>

学生氏名、学生番号、学部・学科等の所属、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、パスワード等学内認証記号、履修・成績の情報、健康診断・心身の情報、内定調査・内定報告・進路相談など就職活動・進路調査に関する情報、奨学金手続きに関わる情報、学内施設・設備利用に関する情報、進路調査票の記載事項、保護者・保証人氏名、保護者・保証人住所、保護者・保証人電話番号等学生及び保護者・保証人各個人を識別できる情報

### <主な利用目的>

本人確認、学籍・成績・履修にかかわる事項や学費納入に係る事項、学生・保護者への通知・連絡、学生呼出（掲示）学生支援や就職・進路支援、奨学金手続き業務、学内の施設・施設利用に関する業務、学友会活動の支援、同窓会活動の支援、卒業生への証明書発行業務

## 2. 本学の関係団体における個人情報の取扱いについて

本学には本学と密接な関係を持ち、学生生活の充実や本学の発展に寄与している以下の団体があります。個人情報の取り扱いについて十分な指導を行った上で一定の基準のもとに個人情報の提供（共同利用）を行っています。

・「学友会」は、教職員、学生相互の親睦、教養の向上並びに健康の増進を図るために学生全体及び教職員から構成されています。主として体育、文化において学生の健康と教養を高める課外活動を中心とした課外教育支援及び学生を中心とした大学祭（ゆめいこい祭）等の行事を行っています。

・「同窓会」は、本学卒業生の団体であり、その活動は全国規模です。学生は入学時に全員が学生会員となり、卒業すると正会員となります。同窓会では独自の奨学金制度があり、毎年数名が利用しています。また、毎年各地で同窓会支部会を開き就職支援を行っています。

・「教職員組合」は、私立大学に対する公費助成運動にも取り組んでおり、本学は、その運動の趣旨を理解する観点から、個人情報の適切な取扱い状況についての確認を行った上で、保証人氏名・住所等の個人情報の利用を行っています。

## 3. 本学の委託業務に関する個人情報の取扱いについて

本学では個人情報のデータベースへの登録や印刷物の作成及び個人データの廃棄作業を本学個人情報保護規程に基づき委託業者へ依頼し、適正に処理しています。

1

2

キャンパスライフ

3

福利厚生

4

健康管理

安全について

5

情報処理

6

図書館

7

キャリア支援(就職)

8

準正課教育プログラム

9

オリエンテーション

10

001~017

018~026

027~040

041~050

051~054

055~058

059~060

061~062

063~066

067~070

# 目 次

## ■今治キャンパスマップ

### 1. キャンパスライフ…………… 1

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 窓口取扱時間について ……………          | 2  |
| 掲示板について                   |    |
| 証明書の発行・キャッシュコーナー ……………    | 3  |
| 学生番号・学生証・通学証明シール ……………    | 4  |
| 学生番号                      |    |
| 学 生 証                     |    |
| 通学証明シール                   |    |
| 学籍情報（mylog登録情報）の変更 ……………  | 5  |
| mylogにログイン                |    |
| [個人情報]→[学籍情報変更申請]         |    |
| (1)基本情報（現住所・電話番号）の変更 ……   | 6  |
| [個人情報]→[学籍情報変更申請]→[基本情報]  |    |
| (2)緊急連絡先の変更 ……………         | 7  |
| [個人情報]→[学籍情報変更申請]→[緊急連絡先] |    |
| (3)保証人情報の変更 ……………         | 7  |
| [個人情報]→[学籍情報変更申請]→[保証人]   |    |
| 授業時間・クラス ……………            | 8  |
| 授業時間                      |    |
| ク ラ ス                     |    |
| クラス代表（協議委員）               |    |
| 休講・臨時休講・補講 ……………          | 8  |
| 休講について                    |    |
| 臨時休講について                  |    |
| 補講について                    |    |
| 自己都合によらない授業欠席の取扱い         |    |
| チューター ……………               | 10 |
| チューター制度                   |    |
| オフィスアワー ……………             | 10 |
| オフィスアワー                   |    |
| 障がいのある学生支援について ……………      | 10 |
| 障がいのある学生支援について            |    |
| iPeers相互学習支援プログラム ……………   | 11 |
| 学費の納入 ……………               | 12 |
| 学費納入期限                    |    |
| 納入方法                      |    |
| 分納・延納                     |    |
| 通学について ……………              | 13 |
| バス通学                      |    |
| バイク通学                     |    |
| 自転車通学                     |    |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 自動車通学禁止               |    |
| 旅行・帰省について（運賃割引） …………… | 15 |
| 学割証明書                 |    |
| 海外渡航                  |    |
| 研修施設 ……………            | 16 |
| 注意事項 ……………            | 16 |
| 学外からの呼び出しや伝言について      |    |
| 住所や電話番号の問い合わせについて     |    |
| 落とし物について              |    |
| グローバルセンター ……………       | 17 |
| 留学支援                  |    |
| 国際交流                  |    |
| 留学生の支援                |    |
| 国際バカロレア教員養成プログラム      |    |

### 2. 福利厚生…………… 18

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 学業特待生・奨学金制度 ……………                     | 19 |
| 学業特待生                                 |    |
| 日本学生支援機構奨学金                           |    |
| JRA獣医学生奨学金（獣医学科のみ応募可能）                |    |
| 公益財団法人高居百合子獣医学奨学財団（獣医学科・獣医学研究科のみ応募可能） |    |
| 各種奨学金（地方自治体・民間団体）                     |    |
| 学内優遇制度 在学生兄弟姉妹授業料等減免制度                |    |
| 学内奨学金                                 |    |
| 自然災害による授業料減免、被災見舞・事故補償金 ……            | 21 |
| 自然災害による修学困難学生に対する授業料減免                |    |
| 被災見舞・事故補償金                            |    |
| 学生保険 ……………                            | 22 |
| 学生教育研究災害傷害保険                          |    |
| 学研災付帯賠償責任保険                           |    |
| 学研災付帯学生生活総合保険                         |    |
| 学内の厚生施設案内 ……………                       | 24 |
| 食 堂                                   |    |
| キャンパスショップ                             |    |
| 学内の排水・実験系廃棄物等について ……                  | 25 |
| 問い合わせ先                                |    |

### 3. 健康管理…………… 27

|             |    |
|-------------|----|
| 健康管理室 …………… | 28 |
|-------------|----|

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 健康診断                           |           |
| 健康診断証明書                        |           |
| 学生コーナー                         |           |
| トレーニングルーム                      |           |
| 救 急                            |           |
| 救急連絡体制                         |           |
| 救急車要請                          |           |
| 救急医療機関                         |           |
| 保険証（マイナ保険証）                    |           |
| 応急手当                           |           |
| 感染症関係                          | 32        |
| 学校感染症に罹患した時                    |           |
| 出席停止となる感染症一覧                   |           |
| 学生相談                           | 33        |
| 相談内容                           |           |
| 利用の仕方                          |           |
| なやみ相談メール                       |           |
| そ の 他                          | 34        |
| ハラスメントについて                     |           |
| 岡山理科大学における学生の性の多様性に関する対応ガイドライン |           |
| 学生生活で気をつけたいこと                  | 37        |
| アルコール                          |           |
| タバコ及び加熱式タバコ                    |           |
| 薬 物                            |           |
| <b>4. 安全について</b>               | <b>41</b> |
| 安全についてQ&A                      | 42        |
| アパート生活について                     |           |
| 交通事故について                       |           |
| 青切符導入について                      |           |
| 盗難について                         |           |
| 落し物について                        |           |
| ストーカー・痴漢等について                  |           |
| 安全な大学生活を送るために                  |           |
| 火 災                            | 48        |
| 風 水 害                          | 48        |
| 暴風雨（台風）に対する直前対策                |           |
| 台風に対する日頃からの注意                  |           |
| 地 震                            | 49        |
| 地震にあったら                        |           |
| 地震にそなえて                        |           |
| OA機器等の地震対策                     |           |
| 避難場所・救命用品設置場所                  |           |
| <b>5. 情報処理</b>                 | <b>51</b> |
| 岡山理科大学情報倫理ガイドライン               | 52        |

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| <b>6. 図書館</b>           | <b>55</b> |
| 開館及びサービス時間              | 56        |
| 岡山理科大学の図書館              |           |
| 開館時間                    |           |
| 図書館の資料の利用方法             | 56        |
| 閲 覧                     |           |
| 資料の貸出・返却                |           |
| 資料の探し方                  |           |
| OLION端末                 |           |
| 予 約                     |           |
| そ の 他                   |           |
| 必要な資料が図書館にない場合          |           |
| その他のサービス                | 58        |
| レファレンスサービス              |           |
| 情報検索サービス                |           |
| 新 聞                     |           |
| 文献複写サービス                |           |
| 視聴覚ブースの利用               |           |
| グループ学習室の利用              |           |
| 館内掲示及び図書館掲示板            |           |
| <b>7. キャリア支援（就職）</b>    | <b>59</b> |
| 教学・学生支援部では              | 60        |
| 就活サポートプログラム             | 60        |
| キャリアガイダンス               |           |
| インターンシップ・学外実習           |           |
| 履歴書・エントリーシート・面接の指導      |           |
| 合同企業説明会・合同業界研究会・学内企業説明会 |           |
| 理大生対象の求人情報を提供           |           |
| <b>8. 準正課教育プログラム</b>    | <b>61</b> |
| 準正課教育プログラムについて          | 62        |
| <b>9. 課外活動</b>          | <b>63</b> |
| 課外活動について                | 64        |
| 課外活動の諸手続き               | 64        |
| クラブ&サークル紹介              | 65        |
| 団体学生割引制度                | 65        |
| <b>10. オリエンテーション</b>    | <b>67</b> |
| 2026年度1年生オリエンテーション実施要項  |           |
| オリエンテーション               |           |
| ・獣医学部                   |           |
| 白衣のサイズ確認について            |           |
| その他                     |           |
| 今治市のゴミの捨て方について          |           |

# キャンパスライフ

- 窓口取扱時間について  
掲示板について
- 証明書の発行・キャッシュコーナー
- 学生番号・学生証・通学証明シール  
学生番号  
学生証  
通学証明シール
- 学籍情報（mylog登録情報）の変更  
mylogにログイン  
[個人情報]→[学籍情報変更申請]
- (1)基本情報(現住所・電話番号)の変更  
[個人情報]→[学籍情報変更申請]→[基本情報]
- (2)緊急連絡先の変更  
[個人情報]→[学籍情報変更申請]→[緊急連絡先]
- (3)保証人情報の変更  
[個人情報]→[学籍情報変更申請]→[保証人]
- 授業時間・クラス  
授業時間  
クラス  
クラス代表（協議委員）
- 休講・臨時休講・補講  
休講について  
臨時休講について  
補講について  
自己都合によらない授業欠席の取扱い
- チューター  
チューター制度
- オフィスアワー  
オフィスアワー
- 障がいのある学生支援について  
障がいのある学生支援について
- iPeers相互学習支援プログラム
- 学費の納入  
学費納入期限  
納入方法  
分納・延納
- 通学について  
バス通学  
バイク通学  
自転車通学  
自動車通学禁止
- 旅行・帰省について（運賃割引）  
学割証明書  
海外渡航
- 研修施設
- 注意事項  
学外からの呼び出しや伝言について  
住所や電話番号の問い合わせについて  
落とし物について
- グローバルセンター  
留学支援  
国際交流  
留学生の支援  
国際バカロレア教員養成プログラム

# 窓口取扱時間について

各窓口の取扱時間は、下記のとおりです。

| 部 署                        | 取扱内容                                                                                                                             | 電話番号         | 取扱時間                                                  |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------|
| <b>教学・学生支援部</b><br>(管理棟1階) | [キャリア支援係]<br>就職について<br>インターンシップ<br>カウンセリング                                                                                       | 0898-52-9017 | 平日<br>9:00～11:30<br>12:15～17:00<br><br>土曜・日曜・祝日<br>休業 |
|                            | [教務係]<br>授業、履修、成績<br>準正課教育プログラム活動                                                                                                | 0898-52-9029 |                                                       |
|                            | [学生係]<br>学割証明書、通学証明書<br>二輪車駐輪場使用許可申請書<br>サークル活動<br>ボランティア活動<br>大学生生活等<br>奨学金、保険<br>留学生<br>障がいのある学生の就学について<br>の相談、授業受講上の配慮要望書に関して | 0898-52-9019 |                                                       |
|                            | [健康管理係]<br>健康診断証明書関係<br>健康診断<br>心と体の健康相談<br>応急処置<br>トレーニングルームに関する<br>こと                                                          | 0898-52-9030 |                                                       |
| <b>学部運営事務部</b><br>(管理棟1階)  | [庶務係]<br>地域貢献・連携活動                                                                                                               | 0898-52-9021 |                                                       |
|                            | [経理係]<br>学生納付金                                                                                                                   | 0898-52-9025 |                                                       |

## 掲示板について

大学から学生への通知・連絡は岡山理科大学ポータルサイト（mylog）の掲示によって行います。毎日、岡山理科大学ポータルサイト（mylog）を確認してください。

大学が掲示した事項は、学生みなさんに周知したことで取り扱います。掲示の見落としにより、不利益が生じた場合も本人の責任となりますので十分注意してください。キャンパス内の掲示板は管理棟（1階、2階、3階）にあります。

この他に大学の情報の一部を大学のホームページにおいても掲載しています。

（学生便覧Ⅰ 修学について 1-2 掲示板【今治キャンパス】P11参照）

# 証明書の発行・キャッシュコーナー

| 証明書自動発行機（管理棟1階 教学・学生支援部内）                                         |               |                     |
|-------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------|
| 利用時間                                                              | 平日 9：00～17：00 |                     |
| ※土曜日・日曜日・祝日は停止（ただし、通常授業日は稼働）<br>※年末年始、長期休業中等、休業日や時間は変更になる場合があります。 |               |                     |
| 種類                                                                | 手数料           | 注意事項                |
| 学割証明書                                                             | —             | 有効期間3か月             |
| 在学証明書                                                             | 300円          |                     |
| 成績証明書                                                             | 300円          |                     |
| 単位修得証明書                                                           | 300円          |                     |
| 卒業見込証明書                                                           | 300円          | 4年次生のみ（獣医学科は6年次生のみ） |
| 卒業証明書（※1）                                                         | 300円          |                     |
| 学生証再発行                                                            | 2,000円        |                     |
| 二輪車乗入許可証<br>（1～2年次生）                                              | 2,000円        |                     |
| 二輪車乗入許可証<br>（3～6年次生）                                              | 1,000円        |                     |

各種証明書（在学証明書、学業成績証明書、単位修得証明書、健康診断証明書）は、オンライン申請により全国のコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン）でも発行できます。健康診断証明書の発行はオンライン申請のみとなります。詳しくは岡山理科大学のホームページで確認してください。

<https://www.ous.ac.jp/students/certificate/>

（※1）国家試験受験用の卒業証明書はオンライン申請ですぐに取得できません。特殊な手続きが必要となりますので、下記の問い合わせ先に問い合わせしてください。

【問い合わせ】

岡山理科大学今治キャンパス教学・学生支援部

TEL：0898-52-9029

| 愛媛銀行キャッシュコーナー（管理棟1階）                          |                |
|-----------------------------------------------|----------------|
| 利用時間                                          | 平日 8:45～18:00  |
|                                               | 土曜日 9:00～17:00 |
| ※日曜・祝日は休業<br>※冬季休業期間、その他の長期休業期間中に休業する場合があります。 |                |

# 学生番号・学生証・通学証明シール

## 学生番号

学生番号は在学中、学内での各種届け出や試験時はもちろんのこと、卒業後においても証明書発行時に必要となりますので、正確に覚えてください。詳細は「学生便覧」を参照してください。

## 学 生 証

学生証は、岡山理科大学の学生であることを証明する重要な身分証です。講義室・実験室・実習室への入退室、**学部棟から病院棟を含む棟内の移動時、授業参加時における出席管理システムでの認証**、図書館の利用、期末試験の受験、学内の各種手続き、ならびに対外的に身分を証明する際に必要となります。いつでも提示できるよう常に携帯してください。

### 1. 証明書自動発行機の利用について

学生証を用いて、「在学証明書」「学割証明書」等の各種証明書・申請書が証明書自動発行機で発行できます。証明書自動発行機は、管理棟1階 教学・学生支援部に設置しています。証明書自動発行機で学生証をスキャンし、必要な書類を発行してください。なお、**交付後は、必ず証明書自動発行機で、数字4けたのパスワードを設定してください。**

### 2. 期末試験等の注意

期末試験等の際には、本人確認のため必ず学生証を持参してください。忘れた場合は、当日のみ有効な「臨時学生証」を発行しますので、教学・学生支援部へ申し出てください。

### 3. 学生証を破損・紛失した場合

学生証を再発行することができますので、本人確認ができる証明書を持参の上、教学・学生支援部へ申し出てください。なお、再発行には手数料2,000円が必要です。

証明書自動発行機による学生証再発行操作手順

- (1) [学生証忘れ] のタッチパネルをタッチ
- (2) 学生番号、パスワードを入力
- (3) 証明書[学生証再発行願い] のタッチパネルをタッチ
- (4) 再発行手数料2,000円を入金

### 4. 取扱い上の注意

学生証を曲げない、傷を付けない、衝撃を与えない、また、強い磁石や強い磁気を発する部分（スマートフォン等）に近づけないでください。利用できなくなる場合があります。

通学のために定期券を購入する方のみ必要です。

学生証の裏面に貼り、必要事項をボールペンで記入のうえ、JR等の窓口に提示してください。

シールは卒業まで有効ですが、記入内容に変更が生じた場合または発行控の記入スペースが無くなった場合は再配付しますので、教学・学生支援部へ申し出てください。

### 「通学証明シール」見本

|                            |       |   |      |       |     |  |    |                                                                                       |
|----------------------------|-------|---|------|-------|-----|--|----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 学生番号                       |       |   |      | 氏名    |     |  |    |  |
| 卒業予定年月日                    | 年     | 月 | 日    | 日まで有効 |     |  |    |                                                                                       |
| 現住所                        |       |   |      |       |     |  |    |                                                                                       |
| 通学<br>区間                   | 間     |   | 間    |       | 間   |  |    |                                                                                       |
| 乗<br>車<br>券<br>発<br>行<br>控 | 発行年月日 |   | 有効期間 |       | 発行駅 |  | 記事 |                                                                                       |
|                            |       |   | カ月   |       |     |  |    |                                                                                       |
|                            |       |   | カ月   |       |     |  |    |                                                                                       |
|                            |       |   | カ月   |       |     |  |    |                                                                                       |

学生番号、氏名、現住所、通学区間をボールペンで記入のうえ、利用してください。

## 通学証明シール

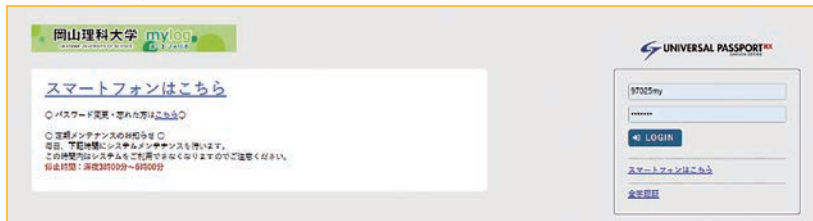
## 学籍情報（mylog登録情報）の変更

学籍情報（mylog登録情報）を変更する場合

操作は、mylogにログインして行います。

## ■mylogログイン画面

(パソコン版)

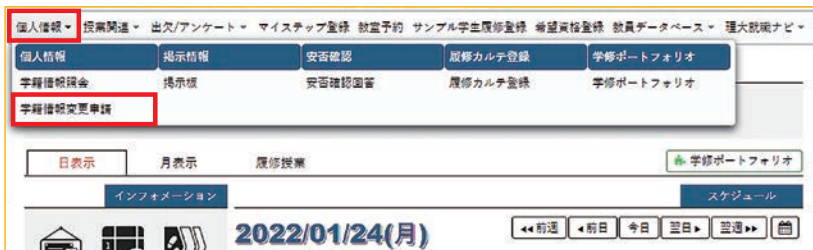


(スマホ版)



学籍情報の変更は、mylogログイン後に表示される個人トップページの上部にあるメニュー【個人情報】の【学籍情報変更申請】から行います。

(パソコン版)



(スマホ版)

[mylogにログイン](#)

岡山理科大学mylog



[個人情報]

**[学籍情報変更申請]**

# (1) 基本情報（現住所・電話番号）の変更

下記の学籍情報に変更があった場合は、上記手順で、すぐに情報の更新を行い、常に情報を最新に保つようにしてください。また、教学・学生支援部の窓口に変更の申し出をしてください。

## 基本情報（現住所・電話番号）を変更する場合

mylogのメニューから[個人情報]→[学籍情報変更申請]→[基本情報]（デフォルト）で、該当する情報を訂正してください。

### （パソコン版）

### （スマホ版）

- 郵便番号は「-」を入れないでください。 例) 7000005
- 電話番号は「-」で区切ってください。 例) 012-345-6789

## (2) 緊急連絡先の変更

緊急連絡先（自分以外で緊急に連絡の取れる方）の氏名、電話番号、勤務先等を変更する場合

mylogのメニューから[個人情報]→[学籍情報変更申請]→[緊急連絡先]を選んで表示 を押し、該当する情報を訂正してください。

●電話番号は「-」で区切ってください。 例) 012-345-6789

[個人情報]  
↓  
[学籍情報変更申請]  
↓  
[緊急連絡先]

## (3) 保証人情報の変更

保証人の情報を変更された方は、教学・学生支援部へ申し出てください。

保証人（原則として保護者又はその他の成年者で独立の生計を営む者。大学からの郵便物はこの保証人住所に届きます。）の氏名、住所、電話番号、勤務先等を変更する場合

mylogのメニューから[個人情報]→[学籍情報変更申請]→[保証人]を選んで表示 を押し、該当する情報を訂正してください。

●電話番号は「-」を入れないでください。 例) 70000005

●電話番号は「-」で区切ってください。 例) 012-345-6789

[個人情報]  
↓  
[学籍情報変更申請]  
↓  
[保証人]

※修正や追加した情報は、大学で確認してからmylogへ反映されます（即日反映されるわけではありません）。

※学籍情報に変更があった場合は、上記手順で、すぐに情報の更新を行い、常に情報を最新に保つようにしてください。また、教学・学生支援部の窓口に変更の申し出をしてください。

## 授業時間・クラス

### 授業時間

1時限目 9:10～10:40  
 2時限目 10:55～12:25  
 [昼休憩]  
 3時限目 13:15～14:45  
 4時限目 15:00～16:30  
 5時限目 16:45～18:15

### クラス

本学では講義等を円滑に実施するために、学科の中をクラスで分割しています。

### クラス代表（協議委員）

クラスの代表者は、クラス担任（チューター）との連絡の役目を果たしたり、学生協議会におけるクラス代表者としての役割及びクラスへの連絡を行う役割を果たします。  
 クラスの代表者は、入学時の研修時に各クラスから1名選出します。  
 協議委員は、クラスの代表者があたります。

## 休講・臨時休講・補講

### 休講について

やむをえない事情により授業が休講になる場合、事前に掲示によって伝達されます。  
パソコン（インターネット）やスマートフォン等で休講・補講等の情報を確認することができます。必ず、ブックマークしておいてください。

OUS-mylogサイトアドレス

<https://mylog.pub.ous.ac.jp/>

### 臨時休講について

緊急事態発生時の授業・試験の取り扱い

(1) 暴風警報または特別警報発令の場合

今治キャンパスは愛媛県今治市に「暴風警報」または各種「特別警報」が発令された場合、全ての授業・試験を休講とします。ただし、警報が解除された場合は、その時刻により下表のとおり授業・試験を実施します。

| 警 報 解 除 時 刻          | 授業・試験開始時刻 |
|----------------------|-----------|
| 午前 7 時の時点で解除されている場合  | 1 時限から実施  |
| 午前 10 時の時点で解除されている場合 | 3 時限から実施  |
| 午後 0 時の時点で解除されている場合  | 4 時限から実施  |
| 午後 0 時を過ぎて解除された場合    | 全時限休講     |

なお、今治市に「暴風警報」または「特別警報」が発令されていない場合でも、地域により災害の状況や交通事情が異なるため、今後発令が予想される場合を含め、登校が困難もしくは危険と感じられる場合は、無理をせず自宅待機としてください。その場合、後日必ず科目の担当教員に欠席の理由を報告してください。

※特別警報は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に発表し、対象地域に対して最大限の警戒を呼びかけるものです。特別警報が発表されたときは、経験したことのないような激しい豪雨や暴風など、異常な現象が起きる状況であるため、ただちに命を守る行動をとってください。

※特別警報には「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「高潮特別警報」、「波浪特別警報」、「大雪特別警報」、「暴風雪特別警報」があります。

また、既存の警報のうち、以下のように危険度が非常に高いレベルのものを「特別警報」と位置付けています。

地震：緊急地震速報のうち震度6弱以上の揺れを予想したもの

津波：「大津波警報」※津波の高さが3mを超えると予想された場合に発表

噴火：「噴火警報（居住地域）」もしくは噴火警戒レベル4以上

## 補講について

自己都合によらない  
授業欠席の取扱い

## (2) 学外で講義・実習等を受ける場合

本学での場合と同様に学外で講義・実習等を受ける際に警報が発令された場合は、原則休講扱いとします。また、地震・風水害等により警報が発令され授業等の実施が困難と判断される場合は、担当教員の指示により休講とします。

## (3) その他の緊急事態の場合

地震、風水害、雪害等の緊急事態が発生し、授業・試験に支障があると学長が判断した場合は、教学・学生支援部より休講の指示を行いますので、これに従ってください。注：休講になった授業・試験については後日補講を行います。掲示に注意してください。これらの情報は、OUS-mylogサイトで確認することができます。

授業が休講になった場合は補講を行いますので、掲示に注意してください。

この情報は、休講と同じく掲示板及びOUS-mylogサイトで確認することができます。

出席停止を命じられる感染症に罹患した場合や、悪天候などにより通学できなかった場合には、授業の担当教員に申し出て、補講を受けたり与えられた課題を提出することにより出席扱いになります。下記の事由で授業を欠席し、出席扱いの取扱いを受けるには、感染症の場合は「通学許可証」または「学校感染症による通学許可に関する医師の意見書」、通学手段に支障をきたした場合は当該公共交通期間が発行する事由証明書の提出が必要です。

(1) 出席停止を命じられる感染症とは、新型コロナウイルス（COVID-19）・インフルエンザ・百日咳・水痘・麻疹（はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風疹・結核及び新型インフルエンザなどです（詳細については、P32「出席停止となる感染症一覧」を参照してください）。

(2) 悪天候などにより通学できなかった場合とは、台風や地震といった自然災害や公共交通機関の事故等によって通学手段に支障をきたすことをさします。

## チューター

### チューター制度

この制度は教員が学生と常に交流し個人的な相談に応じること、また適切な助言を与えることを目的としています。

チューターは獣医学科の場合1～3年次、獣医保健看護学科の場合1～2年次までは各クラスごとに配置され、獣医学科4年次以降・獣医保健看護学科3年次以降は各ゼミの指導教員となっています。もしも、**学生生活において不安な点などがあった場合には、遠慮なくチューターに相談しましょう。**

また、健康管理室と教学・学生支援部には**相談室**を設置しています。ひとりで悩まず解決できないと思ったときには、気軽に相談しましょう。

2026年度1年次生のチューターは、以下のとおりです。

#### 獣医学部

| 学 科             | クラス | チューター | 研究室         |
|-----------------|-----|-------|-------------|
| 獣 医 学 科         | MA  | 小林 宏祐 | 獣医学教育病院棟 3階 |
|                 | MB  | 近久 幸子 | 獣医学部棟 5階    |
|                 | MC  | 東 恒仁  | 獣医学部棟 6階    |
|                 | MD  | 糸井 崇将 | 獣医学教育病院棟 3階 |
| 獣 医 保 健 看 護 学 科 | PA  | 清水 夕貴 | 獣医学教育病院棟 3階 |
|                 | PB  | 戸田 修司 | 獣医学教育病院棟 4階 |

## オフィスアワー

### オフィスアワー

オフィスアワーとは、本学の教員がみなさんから授業のことや就職・進路などについて個人的な相談を受けるために、研究室などあらかじめ指定した場所に待機している時間帯のことです。

平素から質問や相談には、授業の空き時間等でいつでも対応できるようにしていますが、オフィスアワーは、あらかじめ場所や時間帯を設定することで、相談を受けやすくするための制度です。この制度を積極的に活用して、授業に関することや学生生活に関することなど気軽に相談してください。

各教員の研究室（待機場所）やオフィスアワーはOUS-mylogサイトの教員スケジュールで確認することができます。

なお、オフィスアワーに設定している時間帯であっても、会議や出張などで在室できない場合がありますので、予めご承知おきください。

## 障がいのある学生支援について

### 障がいのある学生支援について

本学では、『障害者差別解消法』に基づき、学部、学科、関係部署等との連携により、障がいのある学生に対し、次のような支援を行っています。

- 支援内容 修学上必要な配慮に関する教員及び関係部署との連携  
障がいのある学生及びその家族からの相談対応  
※岡山キャンパスコミュニケーション支援課とも連携をしながら行います。
- 場所 管理棟1階 教学・学生支援部
- 相談・連絡先 担当職員が相談にのります。お気軽にご相談ください。  
TEL：0898-52-9019
- 参考 岡山理科大学障がい学生支援規程  
<https://www.ous.ac.jp/common/files//128/202502031232300666293.pdf>  
岡山理科大学における障がい学生支援に関するガイドライン  
[https://www.ous.ac.jp/common/files/128/shougai\\_guideline.pdf](https://www.ous.ac.jp/common/files/128/shougai_guideline.pdf)



## iPeers (アイピア)と一緒に学ぼう

### 学習の悩み

- ・ 基礎学力に自信がない
- ・ 授業についていけない
- ・ 塾や家庭教師がない
- ・ どうやって勉強していいかわからない
- ・ 勉強仲間がない



### 学び直し

- ・ 高校レベル（英語、化学、生物、数理など）からやり直したい
- ・ 専門科目を基礎から学び直したい（獣保のみ）
- ・ 国家試験・資格試験に向けて相談したい（獣保のみ）

### iPeersとは

- ・ 学生同士(peers)の学び合いの場
- ・ ピア・メンター（大学院生）／ピア・サポーター（学部生）が学びを支援
- ・ 誰でも参加可能
- ・ 毎週月曜 15:00-17:00 管理棟1階ミーティングルーム  
(日時・場所は変わる場合があります、WEBサイトで確認してください)
- ・ 事前予約も可（不定期、要相談、1回30分程度）
- ・ 詳しくはWEBサイトをご確認ください



iPeers  
WEBサイト



iPeers  
予約フォーム



# 学費の納入

## 学費納入期限

春学期…4月27日

秋学期…9月27日

その期の末までに完納しないと除籍になります。

※高等教育の修学支援新制度の対象として認定された方（日本学生支援機構の給付奨学生）は別日です。

## 納入方法

指定の金融機関の口座から、**自動振替**になります。  
ポータルサイト（mylog）で期間内に登録してください。

1. お手元にあります「保証人ID」で**振替口座登録期間内**にmylogへログインしてください。
2. 画面上部にあるメニューより、「振替口座登録」をクリックして登録を進めてください。

**振替口座登録期間：2026年4月6日（月）～2026年5月29日（金）**



岡山理科大学 ポータルサイト（mylog）  
(<https://mylog.pub.ous.ac.jp>)

## 分納・延納

学費の納入は、**分割（3回まで）**による納入、もしくは**納入期限の延期**ができます。分納・延納を希望する場合は、「学納金分納（延納）許可願」を提出する必要がありますので、**納入期限前までに学部運営事務部に申し出てください。**

※申請は、学生本人が行ってください。

※分納・延納で納入する場合は、銀行振込となり、振込手数料が必要になります。  
（詳しくは「学生便覧」を参照してください。）

●問い合わせ先：学部運営事務部（管理棟1階） 0898-52-9025

# 通学について

## バス通学

|           |           |       |       |       |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|
| 今治駅前      | ★<br>8:55 | 10:00 | 12:35 | 15:00 |
| ↓         | ↓         | ↓     | ↓     | ↓     |
| 理大今治キャンパス | 9:01      | 10:06 | 12:41 | 15:06 |

|           |       |       |       |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 理大今治キャンパス | 13:10 | 15:30 | 16:50 | 18:10 | 19:40 |
| ↓         | ↓     | ↓     | ↓     | ↓     | ↓     |
| 今治駅前      | 13:16 | 15:36 | 16:56 | 18:16 | 19:46 |

★は日曜・祝日運休 【バス会社】 セとうちバス

※★は日曜・祝日は運休となりますが、4月29日(水・祝)、7月20日(月・祝)、10月12日(月・祝)、11月3日(火・祝)、の通常授業日については、運行(バス運行表・HP等には記載なし)

## ◆二輪車駐輪場使用許可制度の実施要領◆

### 【許可対象者】

年度始めに行う交通安全講習会を受講した者に限ります。必ず受講してください。

### 【手続き】

許可を受けたい学生は、交通安全講習会時に配付する 二輪車駐輪場使用許可申請書及び任意保険の写しを教学・学生支援部に提出してください。申請料が2,000円必要です。

### 【許可証（ステッカー）】

申請が適格であれば、在学中有効な二輪車駐輪場使用許可証（ステッカー）を発行します。ステッカーはバイク車体の後ろから見て最もよく目につくところに貼付してください。また、ステッカーは盗難防止用となっているため、破れにくくなっています。

### 【その他】

- ①許可された者は、指定の駐輪場以外に二輪車を駐輪してはならない。
- ②バイクの構内乗り入れは禁止する。
- ③交通法規、大学の指導に従い交通マナーの向上に努めること。
- ④重大な事故や悪質な違反を犯した場合、あるいは大学の指導に従わない場合には、許可を取り消したり学則に基づき懲戒処分することがある。
- ⑤交通事故や盗難等については大学は一切責任を負わない。
- ⑥ステッカーが破損したり、車両を変更した場合は、直ちに申し出て再交付を受けること。

## ◆通学中の事故に対する学生教育研究災害傷害保険の適用について◆

通学中の事故に対する適用条件は大学の授業等、学校行事又は課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除きます）により、住居と学校施設等との間を往復する間となります。

従って、バイク通学途中の事故については、二輪車駐輪場許可を受けた場合のみ対象として扱われますのでバイクを使用する学生は必ず許可をとるようにしてください。

### 【バイク置場】

学園マップ（Piv）の駐車場内の駐輪場をご利用ください。

## バイク通学

## ■駐輪場

自転車通学をする人は、学園マップの大講義棟横東側・西側・獣医学部棟西側の駐輪場を利用してください。

自転車を停める際は、盗難防止のため必ず施錠してください。

## ■自転車損害賠償保険等の加入

令和2年4月1日から愛媛県では自転車損害保険等への加入が義務化されています。自転車通学をする人は、必ず自転車損害賠償保険へ加入してください。

なお、自転車保険だけでなく自転車の事故にも適用される保険があります。まずは自転車保険や損害保険、クレジットカードの付帯保険、共済など、現在契約している保険の内容を確認してください。その中に自転車事故の損害賠償に対応する特約等が含まれていれば、新たに加入する必要はありません。

## ■ヘルメットの着用

すべての自転車利用者に、乗車用ヘルメットの着用が義務付けられています。努力義務ということで罰則はありませんが、万一の交通事故の際、大切なあなたの頭を守り、命を守ってくれるヘルメットを是非、着用しましょう。

## ■自転車乗車の注意点

大学近隣の方々から、理大生の危険な自転車運転について、たびたび苦情が寄せられています。下り坂でのスピードの出し過ぎに注意し、一時停止場所では必ず停車してください。安全ルール、走行マナーを守り、事故のない安全な街づくりに協力しましょう。

また最近、自転車による交通事故が増加し、自転車側に責任のある交通事故が後を絶たず、自転車どうしの事故でも死亡に至る重大事故が生じたことから、警察では自転車運転者に対する交通取締りを強化しています。

## ◇自転車の主な違反

- ・傘さし運転
- ・夜間の無灯火運転
- ・並進運転
- ・二人乗り
- ・酒気帯び運転
- ・運転中の携帯電話の使用（通話・画面注視）
- ・運転中のイヤホンの使用
- ・信号無視
- ・指定場所一時不停止
- ・安全運転義務違反
- ・歩道走行可能場所通行時の徐行義務違反
- ・急な下り坂の徐行義務違反

## 自動車通学禁止

**学部生の自動車の学内乗り入れは全面禁止です。**ただし、身体上の理由、その他特に必要と認められた場合には、許可される場合があります。教学・学生支援部で申請することができますのでご相談ください。

# 旅行・帰省について（運賃割引）

## 学割証明書

旅行・帰省には  
『学割』!!



## 海外渡航

国際交流海外研修



みなさんが帰省や就職活動等でJRを利用する際には学割が使用できます。  
管理棟1階の証明書自動発行機で即時発行できます。操作は、画面の案内に従って行ってください。

### ●割引対象：JRの普通乗車券

JRの他に私鉄、バス、フェリー等でも使用できる場合があるため、各自で確認のうえ発行してください。

### ●割引率：普通乗車券の2割引

### ●有効期限：発行から3か月

### ●条件：利用区間の片道営業キロが101キロ以上ある場合

※学割証は本人以外は使用できません。期限切れ、他人名義のものなどを不正に使用すれば、正規の運賃の3倍を追徴され、それ以降の学割証の発行ができなくなることがあります。使用する際には、必ず学生証を携帯してください。

学割証の枚数には限りがあります。距離・期間によっては片道乗車券2枚ではなく、往復乗車券1枚で足りる場合がありますので適正な枚数を発行してください。

海外研修等で渡航される場合は、必ず教学・学生支援部に海外活動届 (<https://www.ous.ac.jp/common/files//144/202502131114410549151.pdf>) を提出してください。

海外渡航ガイドラインについては  
<https://www.ous.ac.jp/common/files//144/202311161517450132084.pdf> をご確認ください。

## 研修施設

本学には、学生・教職員を対象とした宿泊研修施設があります。詳しくは学生便覧 P124～126 IV教育研究, 研修施設 22.宿泊・研修施設 を確認してください。

## 注意事項

### 学外からの呼び出しや 伝言について

友人や家族からの学生個人に対する呼び出し要請は、一切応じません。友人や家族にも周知徹底しておいてください。

### 住所や電話番号の 問い合わせについて

学生個人の住所や電話番号は、たとえ親族であっても個人情報保護の為一切公表しません。

### 落とし物について

教学・学生支援部には、毎年多くの落とし物・忘れ物が届きます。あなたの持ち物には名前や学生番号を書いてください。

落とし物をした場合は、まず落としたと思われる教室等を探し、見当たらない場合は守衛室、教学・学生支援部に届出があるかお尋ねください。

## 留学支援

グローバル化の進む中、リーダーシップや外国語の習得だけでなく、多様な価値観や文化を理解する力も必要とされています。

グローバルセンターでは、異文化理解や語学を学ぶ楽しさを体験できる国際交流イベントの企画・運営、留学及び海外プログラムに関する情報提供等の他、留学生の在留・生活支援及び奨学金に関する各種相談・手続等を行っています。また、国際バカロレア機構が発行する国際的な教員資格（IBCTL）が取得できるプログラムも展開しています。

この他、国内外での国際交流活動を支援する「岡山理大グローバルチャレンジ」の運用も行っています。興味のある学生は、HPをご覧くださいC1号館4階グローバルセンターまでお問い合わせください。

海外経験豊富な教職員による協定校留学や海外研修などに関する情報提供および留学するにあたってのサポートを行っています。

- ・留学のために何をしたらいいの？
- ・実際に留学した先輩の話を知りたい
- ・海外に関する情報が欲しい

こんな時には、ぜひグローバルセンターに相談してみてください！



新しい出会いと共に広がる世界

## 国際交流

異文化交流イベントの企画・運営をしている学生団体「グロボラ」とともに、国際交流イベントを開催しています。また、英語に触れることのできる機会も随時提供しています。



バスツアーで国際交流

## 留学生の支援

留学生の在留手続きや奨学金、生活、就職に関するサポートを行っています。また、大学生活が充実したものになるよう日本語支援の他、学外でのイベントにも積極的に参加しています。



宇喜多隊武者行列に参加

## 国際バカロレア教員養成プログラム

世界の平和の実現に貢献する人材育成を目的とした、生徒の自主性と協働を重視し、探究を基盤とした授業が展開できる教員を養成するプログラムです。

### 【グローバルセンター基本情報】

- 開室時間：平日 9：00～17：00
  - 閉室期間：土曜、日曜、祝日、年末年始、夏季・冬季職員一斉休暇期間
  - 連絡先：C1号館4階  
電話：086-256-9814 FAX：086-256-8476  
E-mail：ibpo@ous.ac.jp（留学支援・国際交流・国際バカロレア）  
ryugakusei@ous.ac.jp（留学生の支援）
- ※社会情勢の影響で海外研修等が変更となる場合があります。

# 福利厚生

## ●学業特待生・奨学金制度

学業特待生

日本学生支援機構奨学金

JRA獣医学生奨学金（獣医学科のみ応募可能）

公益財団法人高居百合子獣医学奨学財団（獣医学科・獣医学研究科のみ応募可能）

各種奨学金（地方自治体・民間団体）

学内優遇制度 在学生兄弟姉妹授業料等減免制度

学内奨学金

## ●自然災害による授業料減免、被災見舞・事故補償金

自然災害による修学困難学生に対する授業料減免

被災見舞・事故補償金

## ●学生保険

学生教育研究災害傷害保険

学研災付帯賠償責任保険

学研災付帯学生生活総合保険

## ●学内の厚生施設案内

食 堂

キャンパスショップ

## ●学内の排水・実験系廃棄物等について

問い合わせ先

# 学業特待生・奨学金制度

## 学業特待生

学部2年次以上の学生のうち、学業が優秀で、健康かつ良識ある学生を、学科・年次ごとに若干名選出し、特待生とします。

各学科の教員が前年度までの成績等をもとに選出をしますので、皆さんは何も手続きをする必要はありません。

学業特待生に選出された人及び保証人の方には、文書やOUSメールで通知をいたします。

学業特待生の期間は1年間で、年間授業料のうち40万が免除されます。

高等教育の修学支援新制度の対象者（日本学生支援機構の給付奨学生）が学業特待生に選出された場合は、まず当該制度の減免を適用し、その残額に対して学業特待生の減免を行います。

学業特待生が、学生としての本分に反する行為を行った場合は、その資格を取り消すものとします。

2025年度の学業特待生数は235名でした。

## 日本学生支援機構奨学金

国の事業である日本学生支援機構奨学金は、採用基準を満たしていれば原則採用される奨学金制度で、本学でも、多くの在学生（学部生・院生の約半数）が利用しています。授業料等減免も併せて受けられる「給付奨学金」（第Ⅳ区分（理工農系）・第Ⅰ～Ⅲ区分に該当しない多子世帯は授業料等減免のみ）ならびに無利子貸与の「第一種奨学金」と有利子貸与の「第二種奨学金」があります。

### ■奨学金の書類

#### 【貸与奨学金】

| 区 分      | 貸与月額                          |         |
|----------|-------------------------------|---------|
|          | 自 宅                           | 自 宅 外   |
| 第一種（無利子） | 20,000円                       | 20,000円 |
|          | 30,000円                       | 30,000円 |
|          | 40,000円                       | 40,000円 |
|          | 54,000円                       | 50,000円 |
|          |                               | 54,000円 |
|          |                               | 64,000円 |
| 第二種（有利子） | 2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択できます。 |         |

#### 【給付奨学金】

給付奨学金の支援対象者として認定された方は、高等教育の修学支援新制度による授業料等減免の対象者となります。

| 区 分             | 給付月額             |                 |
|-----------------|------------------|-----------------|
|                 | 自 宅              | 自 宅 外           |
| 第Ⅰ区分／第Ⅰ区分（多子世帯） | 38,300円（42,500円） | 75,800円         |
| 第Ⅱ区分／第Ⅱ区分（多子世帯） | 25,600円（28,400円） | 50,600円         |
| 第Ⅲ区分／第Ⅲ区分（多子世帯） | 12,800円（14,200円） | 25,300円         |
| 第Ⅳ区分            | 【多子世帯】           | 9,600円（10,700円） |
|                 | 【理工農系】           | 支給なし【授業料等減免のみ】  |
| 多子世帯（※）         | 支給なし【授業料等減免のみ】   |                 |

（ ）内は生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人の金額

※表中の第Ⅰ～Ⅳ区分（多子世帯）に該当しない多子世帯の人を指します。

### ■奨学生の募集

#### 《応募期間》

貸与奨学金、給付奨学金ともに4月上旬と9月下旬の年2回（予定）

#### 《募集方法》

新規申込希望者向けの説明会を各学期のオリエンテーションで行います。

### JRA獣医学生奨学金 (獣医学科のみ応募可能)

公益財団法人日本国際教育支援協会が、日本中央競馬会の支援により行っている奨学金です。人々と古くから共存し、産業や文化の発展に寄与してきた動物である馬の中でも、競走馬及び乗馬の獣医師を志す学生を支援し、日本の馬産業を支える人材を育成することを目的としています。応募資格等の詳細は教学・学生支援部までお問い合わせください。

#### [支給内容]

月額奨学金 50,000円（5年・6年の2年間）

#### [奨学生の義務]

奨学生は本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、及び研修等に参加すること。

報告書や学業成績証明書等の書類提出を遅滞なく提出できること。

### 公益財団法人 高居百合子獣医学奨学財団 (獣医学科・獣医学研究科のみ 応募可能)

動物医療及び動物学に関する各種研究ならびに動物福祉や環境保全に関する事業を通じそれらの研究または事業を促進するための啓発活動および人材育成支援活動等をもって、人と動物が共生できる豊かな社会の発展に寄与することを目的とした奨学金です。

#### [奨学金の概要・応募資格]

|           | 大学奨学生                                       | 大学院奨学生                               |
|-----------|---------------------------------------------|--------------------------------------|
| 奨学金の種類    | 給付奨学金（返還の必要はなし）                             |                                      |
| 給付額       | 月額50,000円<br>（年間600,000円）                   | 月額80,000円<br>（年間960,000円）            |
| 給付期間      | 大学4年生～6年生<br>（3年間）                          | 大学院1年生～4年生<br>（4年間）                  |
| 他の奨学金との併用 | 他の貸与型奨学金との併用は可能です。<br>他の給付型奨学金との併用は不可となります。 |                                      |
| 応募対象者     | 新たに4年生となられた方                                | 新たに大学院1年生になられた方                      |
| 対象大学      | 日本国内の6年制大学において、<br>獣医学を専攻できる大学              | 日本国内の博士課程大学院において、<br>獣医学研究科を専攻できる大学院 |

### 各種奨学金 (地方自治体・民間団体)

地方自治体・民間育英団体奨学金制度は各団体によって募集条件が異なり、募集時期も一定していませんが、大半が4月・5月に集中しています。大学を通じて申込をする団体と、個人で申込をする団体があります。直接、都道府県などの関係方面にお問い合わせください（大学に募集案内が届いた奨学金制度は、管理棟1階の掲示板に掲示しています）。

### 学内優遇制度 在学生兄弟姉妹授業料等 減免制度

#### 【在学生兄弟姉妹授業料等減免制度】

本学に兄弟姉妹で同時に在学する学部生（教職特別課程生を含む）・大学院生を対象とした授業料等減免制度です（令和7年度スタート）。

申請要件を満たす兄弟姉妹学生には、当該年度の入学金及び授業料の半額を免除します（毎年度申請必要）。

所定の申請書に必要事項を記入・押印のうえ、兄弟姉妹の関係が確認できる書類を添えて、申請期間内（毎年4月）に教学・学生支援部（管理棟1階）へ提出してください。詳細は本学ホームページやOUSメール、岡山理科大学ポータルサイト（mylog）の掲示板で確認してください。

#### 【学生同窓生子女等入学金減免制度】

本学の大学、大学院を卒業（修了）した方の子、孫が本学に入学した際には、「入学金の全額」、また、加計学園が設置した倉敷芸術科学大学（および大学院）、千葉科学大学（および大学院）、岡山理科大学専門学校、玉野総合医療専門学校を卒業（修了）した方の子、孫が本学に入学した際には、100,000円を免除（返金）する制度です。

申請要件を満たす入学生は入学後、申請書類に必要事項を記入・押印のうえ、同窓生の卒業証明書（学位のコピーでも可）、入学者と同窓生との続柄を証明する書類を添えて、申請期間内（4月）に教学・学生支援部（管理棟1階）へ提出してください。詳細は本学ホームページやOUSメール、岡山理科大学ポータルサイト（mylog）の掲示で確認してください。

### 〔亀井奨学金〕

長年にわたり本学園に勤務された亀井秀人・貞子ご夫妻からの寄付金により設立された4年次生（獣医学科は6年次生）対象の給付奨学金制度です。

### 〔岡山理科大学同窓会奨学金〕

岡山理科大学同窓会奨学金は、本学独自の奨学金制度です。この奨学金は単年度、無利子貸与です。もし、次年度引き続き奨学金を受けたい場合は、募集期間に再申請してください。

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 【貸与別】   | 貸与                    |
| 【貸与金額】  | 金額300,000円            |
| 【貸与期間】  | 正規の最短修業年限の範囲内         |
| 【募集期間】  | 7月、1月                 |
| 【返 還】   | 卒業後、5年以内に貸与金額を完済すること。 |
| 【対 象 者】 | 卒業年次生を優先とする。          |
| 【募集人数】  | 年間5名                  |
| 【問合せ先】  | 同窓会事務局（キャリア支援センター内）   |

## 自然災害による授業料減免、被災見舞・事故補償金

### 自然災害による修学困難 学生に対する授業料減免

地震、台風、火山噴火等の自然災害により、学費支弁者が災害救助法の適用地域に居住し、修学困難となった学生に対し、授業料を減免する制度があります。

詳細は、教学・学生支援部に問い合わせてください。

内 容：学納金のうち授業料（全額または半額）を免除

期 間：1年間

必要書類：所得に関する証明書、罹災証明書等

### 被災見舞・事故補償金

#### 《被災見舞》

学生本人の住居が災害に遭い、次のいずれかに該当する場合は、見舞金（3万円）を支給します。「罹災証明書」等を提出してください。

- ・火災（半焼以上）
- ・居住する家屋半壊以上、又は流出
- ・居住する家屋の床上浸水
- ・市町村による避難勧告又は居住する家屋の立入禁止区域指定が1か月以上

#### 《事故補償》

学生本人が事故により負傷した場合、次のとおり治療費を支給します。  
（上限：5万円）

- ・学生教育研究災害傷害保険（学研災）が適用となったが、学研災支給額が自己負担額に満たなかった場合、その不足分を支給
- ・学研災補償範囲の事故で、治療日数不足等により、学研災の対象外となった場合、自己負担額を支給

※希望者は、「診療報酬領収証明書」（本学所定様式）をお渡ししますので、教学・学生支援部まで取りに来てください。

# 学生保険

## 学生教育研究災害傷害保険

(略称「学研災」)

学生教育研究災害傷害保険は、大学における学生の教育研究活動中、通学中及び学校施設等相互間移動中の事故による「ケガ」に対する補償制度です。

なお、「病気」は保険の対象とはなりません。

※入学と同時に全員加入となっております。本学では万一の事故に備え、入学時に大学が加入保険料を全額負担し、すべての正規生（学部生・大学院生）が学研災に加入しています。

### ■保 険 期 間■

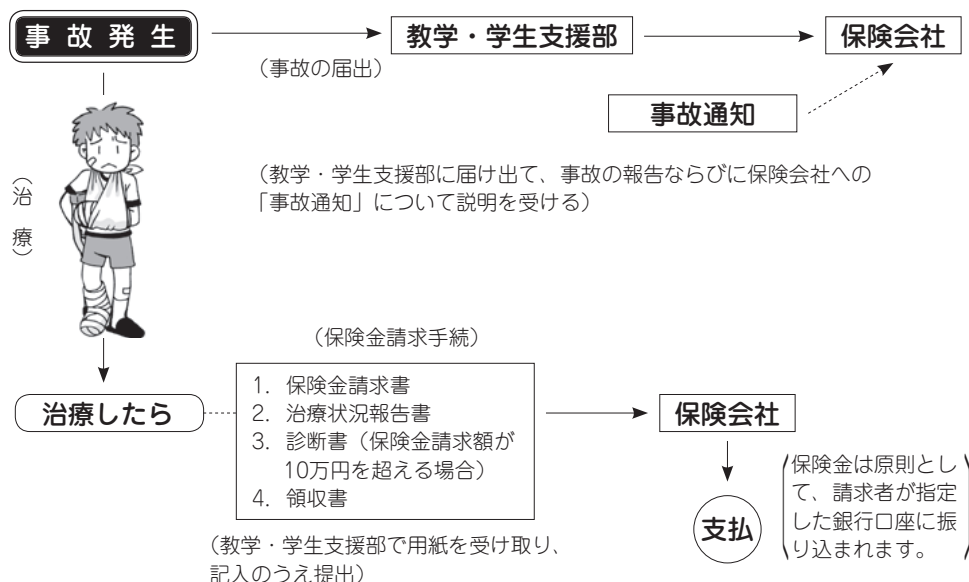
4月1日の午前0時から所定の卒業年次の3月31日までとなります（獣医学科は6年間、獣医保健看護学科は4年間）。

### ■対象の事故と治療日数■

| 対 象 範 囲                        | 実治療日数 |
|--------------------------------|-------|
| (1) 正課中・学校行事中                  | 1日目から |
| (2) (1) 以外で学校施設内にいる間（課外活動中を除く） | 4日以上  |
| (3) 大学に届け出た課外活動中               | 14日以上 |
| (4) 通学中                        | 4日以上  |
| (5) 学校施設等相互間の移動中               | 4日以上  |

### ■保険金請求の手続き■

保険事故が発生したときは、保険会社へ通知（事故の日から30日以内）する必要がありますので、必ず教学・学生支援部に届け出てください。



以下の場合、次の書類の提出も必要となります。

- ・通学中の事故→「通学中事故証明書」
- ・学校施設等相互間の移動中の事故→「施設間移動中事故証明書」

## 学研災付帯賠償責任保険

(略称「付帯賠償」)

学研災付帯賠償責任保険は、大学が教育活動の一貫として位置づける正課中・学校行事中及びその往復途中や、インターンシップ・ボランティア活動・学外実習及びその往復途中に生じた他人のケガや財物破損に関する損害賠償に対して補償金をお支払いする制度です。

この保険は**全員加入を義務付けています**ので、**教学・学生支援部で申込手続きを行ってください**。ただし、次の項目に記載されています「学研災付帯学生生活総合保険」に加入している場合は手続き不要です。

その際は、加入控えのコピーを教学・学生支援部へ提出してください。

### ■賠償責任保険■

学研災付帯賠償責任保険は、Aコースに加入してください。

#### ◎Aコース 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

### ■対象となる活動範囲■

国内外の活動で、学生教育研究災害傷害保険の適用になる場合のみが本賠償責任保険の対象になります。

◎Aコース：正課・学校行事・課外活動として認められたインターンシップ・ボランティア活動及びその往復途中。

### ■保 険 料■

Aコース（1年間）340円 （獣医学科6年間 2,040円  
獣医保健看護学科4年間 1,360円）

### ■保 険 期 間■

教学・学生支援部へ申し込んだ日の翌日から加入期間の終了する年度の3月31日まで

※入学ガイドに同封されていた「学研災付帯学生生活総合保険」に加入されている場合は加入の必要はありません。

## 学 研 災 付 帯 学 生 生 活 総 合 保 険

【補償内容】 自宅学生用、ひとり暮らし学生用でそれぞれ契約プランがあります。

病気・ケガの治療費実費補償や、日常生活・アルバイト中・インターンシップ中の損害補償、救援費用、育英・学業費用等を24時間補償。ひとり暮らしの学生には生活用動産や借家人賠償責任も補償するプランあり。（公財）日本国際教育支援協会の30%団体割引が適用されます。

【加 入】 ●任意加入（途中加入もできます）

【保 険 料】 4年間 38,980円～74,410円

6年間 62,210円～136,970円

【問い合わせ先】 取扱代理店 株式会社SID創研 TEL 086-224-5600

10時30分～18時（年末年始・夏季・土日祝日を除く）

〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町1-4-8

ヒカリホールディングビル2階

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 岡山支店営業課

TEL 086-227-2852

〒700-8585 岡山県岡山市北区柳町2-11-19

岡山東京海上日動ビル5F

※当保険の加入・保険請求等の手続きは、大学では取り扱っておりません。

詳細については、上記問い合わせ先へお問い合わせください。

# 学内の厚生施設案内

## 食 堂

各施設の営業時間は大学講義期間中の営業時間です。大学休業中は営業時間が変更になったり、休業する場合があります。変更事項はOUS-mylogサイトにて連絡いたします。

場所：管理棟2階

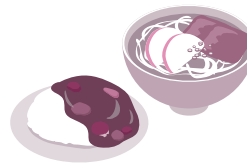
営業時間：平日11：00～14：00（オーダーストップ13：30）

休業日：土曜、日曜、祝日

主なメニュー：定食類、カレーライス、麺類など

弁当販売を学部棟2階で行っています（授業期間中に限る）。

営業時間（11：00～14：00）は学食以外のご利用はご遠慮ください。



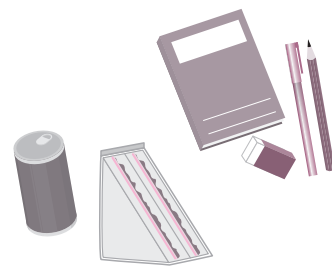
## キャンパスショップ

場所：管理棟3階

営業時間：平日9：00～17：00（授業期間中に限る）。

休業日：土曜、日曜、祝日

取扱品：弁当、パン、飲料、文房具など



# 学内の排水・実験系廃棄物等について

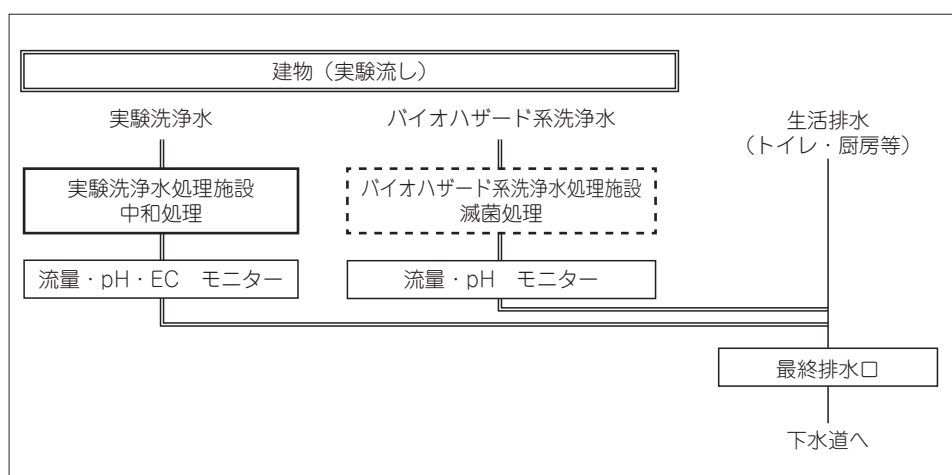
水質管理室は、学内の排水を常時監視し、定期的に水質測定を行うことで、学内の水環境を保全し、地域環境負荷の低減に努めています。学生のみなさんもルールを守って、環境保全や地域環境への汚濁負荷の低減に努めましょう。

## ○実験系排水について

「実験廃液」、「実験洗浄水」、「バイオハザード系洗浄水」の定義は次のとおりです。

- |             |                                        |
|-------------|----------------------------------------|
| 実験廃液        | → 実験で使用した有害物質を含む溶液等<br>(流しには流さず分別回収する) |
| 実験洗浄水       | → 実験器具の洗浄に用いた有害物質を含まない水                |
| バイオハザード系洗浄水 | → 血液が付着した実験器具の洗浄に用いた水                  |

今治キャンパスの排水は大きく実験洗浄水・バイオハザード系洗浄水・生活排水の3種類に区分されています。以下の排水系統図のように実験洗浄水は専用の排水処理施設で中和した後、バイオハザード系洗浄水は専用の排水処理施設で滅菌した後、生活排水は無処理で、公共下水道へ放流されています。また、最終放流口において定期的に法令に基づく排水の測定・分析を行い、監視を行っています。ちょっとした不注意、いい加減な処理が、水質汚濁を引き起こします。実験だけでなく、後片付けまで慎重に行い、実験洗浄水が法令基準値を超えることのないように十分注意してください。みなさんの水に対する関心と適切な行動が、水環境の保全に繋がります。



今治キャンパス 排水系統図

## ○実験系廃棄物について

実験・実習、研究室等から発生する廃液・固形物等は大きく以下のような区分で分別回収を行っています。廃液・固形物等は実験・実習室、研究室にある流しには絶対に流さないでください。

不明な点、分別の判断がつきにくいときには、自己判断で処理せずに、遠慮無くお問い合わせください（学部運営事務部）。

| 《無機系》 実験廃液の分別区分                                                                                                                         |                                | 水質管理室                                                                                                    |                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                         | 内 容                            |                                                                                                          | 内 容                                                                        |
| <br>水銀とその化合物                                           | ・無機水銀とその化合物<br>・金属水銀、アマルガム     | <br>クロムとその化合物           | ・クロムとその化合物                                                                 |
| <br>シアン化合物                                             | ・シアン化合物<br>・シアン錯化合物<br>・pH11以上 | <br>有機重金属               | ・鉛、銅、亜鉛、カドミウム、鉄、マンガン、ヒ素、コバルト、バナジウム、モリブデン、ニッケル、ガリウム、スズ、チタン、タンタム、タングステン等の化合物 |
| <br>セレンとその化合物                                          | ・セレンとその化合物                     | <br>有価物                 | Au・Pt・Ag・Pd<br>・他の金属と出来るだけ分別すること                                           |
| <br>ヒ素とその化合物                                           | ・ヒ素とその化合物                      | <br>固形のポリ袋等（ビニール袋で密封する） | ・固形物（実験材料、残渣）はポリ袋等に入れる<br>・電池                                              |
|  ポリタンクに入れてはいけないもの<br>自然発火性物質及び禁水性物質（例：危険物第3類 等） 放射性廃棄物 |                                |                                                                                                          |                                                                            |

| 《有機系》 実験廃液の分別区分                                                                                                                                                                                                                              |                                                      | 水質管理室 |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------|-----|
|                                                                                                                                                                                                                                              | 内 容                                                  |       | 内 容 |
| <br>可燃性                                                                                                                                                   | ・ハロゲン以外の炭化水素、アルコール類、ケトン類、アルデヒド類、エステル類、エーテル類等<br>・灯油等 |       |     |
| <br>含ハロゲン                                                                                                                                                 | ・ジクロロメタン、クロロホルム等のハロゲンを含む溶剤                           |       |     |
| <br>含水                                                                                                                                                    | ・希薄有機水溶液<br>・写真現像、定着廃液（銀含有の場合は、無機系有価物とする）            |       |     |
| <br>オイル                                                                                                                                                   | ・機械オイル、真空ポンプオイル、廃オイル等<br>・PCBを含まないオイルに限定             |       |     |
|   一斗缶、ポリタンクに入れてはいけないもの<br>自己反応性物質（例：危険物第5類 等）<br>これらのものについては水質管理室へ連絡する |                                                      |       |     |

問い合わせ先

学部運営事務部（管理棟1階） 0898-52-9021

# 健康管理

## ●健康管理室

健康診断  
健康診断証明書  
学生コーナー  
トレーニングルーム  
救 急  
救急連絡体制  
救急車要請  
救急医療機関  
保険証（マイナ保険証）  
応急手当

## ●感染症関係

学校感染症に罹患した時  
出席停止となる感染症一覧

## ●学生相談

相談内容  
利用の仕方  
なやみ相談メール

## ●その他

ハラスメントについて  
岡山理科大学における学生の性の多様性に関する対応ガイドライン

## ●学生生活で気をつけたいこと

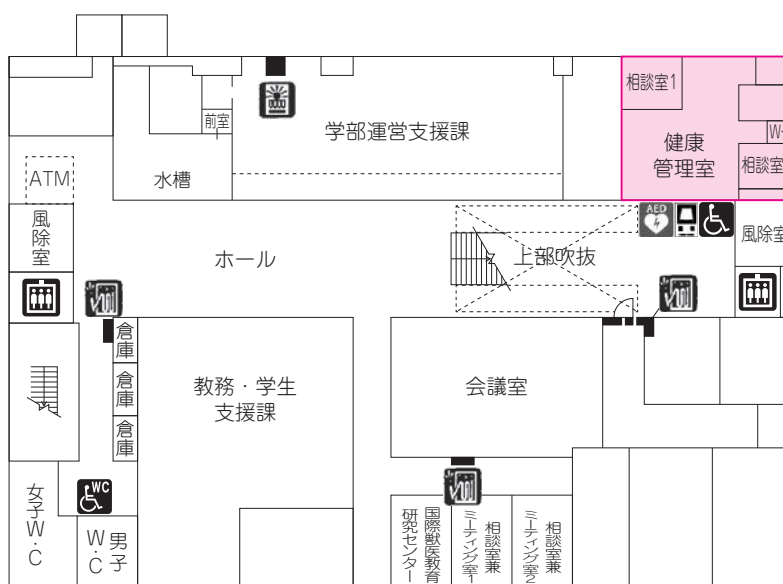
アルコール  
タバコ及び加熱式タバコ  
薬 物

健康は自分で積極的に努力して得られるものです。若いときの不規則な食生活、喫煙、飲酒の習慣、運動不足など、悪い生活習慣は中年以降の高血圧、糖尿病、高脂血症、心筋梗塞など、生活習慣病のリスクを高めます。

健康管理室では、みなさんの健康管理と健康増進をはかるために、各種活動や研究を行っています。身体や心に関して悩みのある方、健康に関心のある方、また肥満ややせで悩んでいる方など、気軽にご利用ください。

## ■健康管理室の場所

管理棟1階



管理棟1階平面図

## 健康診断

### 健康診断は必ず受診しましょう

学生の皆さんは学校保健安全法により、年1回健康診断を受診することが義務づけられています（本学で受診する場合は無料）。定期健康診断は、病気の早期発見・早期治療のために、また健康の自己管理という面からも必ず受診してください。何らかの事情で大学で受診できなかった場合は、早めに医療機関で受診し（自己負担）、その結果を健康管理室に提出してください。

定期健康診断の結果は、**OUS-mylog**内のメニューから〔個人情報〕→〔健康診断情報照会〕から確認できます。

特殊健康診断（4，5，6年生及び大学院生の対象者）の結果は、健康管理室にて直接配付します。結果が届きましたら、OUS-mylogでお伝えしますので確認をお願いします。

健康診断の結果により、呼び出しの必要がある場合は、電話やメールで連絡することがあります。

## 健康診断証明書

健康診断証明書は受診年度内のみ発行します。就職活動、進学、クラブ活動等に健康診断証明書が必要な場合、健康診断の結果に基づいて、すべての検査項目を受けた方に発行します。ただし、個々のデータで発行を止めている場合がありますので、その場合は健康管理室まで問い合わせをしてください。証明書の発行はオンライン申請ですので、**本学ホームページ**を参照してください。なお、オンライン申請は毎年3月中旬までとなっておりますので、ご注意ください。学外の医療機関で受診した方の証明書発行は、健康管理室に結果を提出後、1週間程度かかります。

**MENU>在学生の方へ>各種証明書・申請書の発行**

## 学生コーナー

## トレーニングルーム

## 救 急

## 救急連絡体制

皆さんの健康の自己管理への意識を高めるために、下記の機器を設置し自由に利用できるコーナーを設けています。気軽に利用してください。

◎設置機器：血圧計・体組成計（体重計）・身長計

健康増進を目的として、体育館2階のトレーニングルームに機器を設置しています。利用したい方は、講習会を受講してください。講習会の日程は、健康管理室よりお知らせします。当日、講習会に参加できない場合は、後日web講習での受講も可能です。健康管理室までお問合せください。一人での利用は許可しておりませんので、複数で利用してください（詳細は、講習会時に説明します）。

●場所 体育館2階

●開室時間 月曜日～金曜日 9:00～20:00

通常授業がない場合は、9:00～17:00

（土日、祝祭日及び大学定期休業日・大学祭期間中は原則として使用不可）

その他行事等で閉室の場合は、OUS-mylogにて掲示

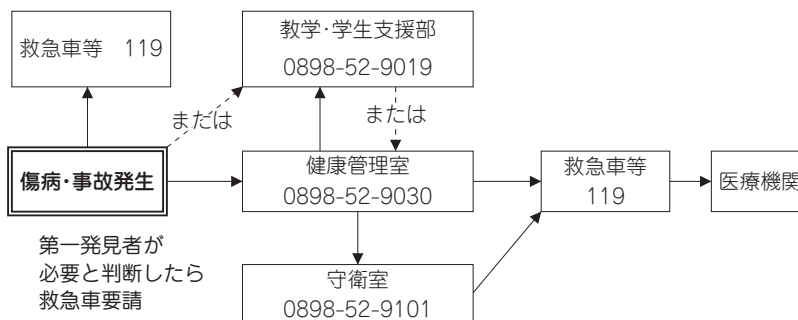
学内での傷病者のために、休養用ベッド・応急処置用品等を用意しています。治療はできませんが、必要であれば専門医の紹介もしています。

●直通電話 0898-52-9030

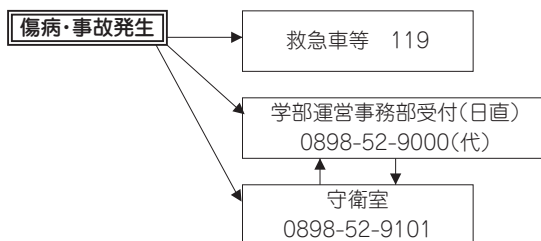
**AED（自動体外式除細動器）および緊急シャワー設置場所は、P50をご覧ください。**

普通救命講習会は、年1回開催します。日程等詳細については、別途お知らせします。

### 平日（9:00～17:00）



### 土曜日（日直在9:00～17:00）



### 休日及び夜間（平日17:00以降 日直不在時の休日含む）



## 救急車要請

## ◎救急車はこんなときに呼びます

火事や地震で負傷者がでたとき

ガス中毒、大やけど、大出血のとき

以下のような急病のとき

- ・呼吸や脈が止まっていたり、不規則で弱く状態が悪いとき
- ・意識がなかったり、けいれんをおこしていてなかなか治まらないとき
- ・頭痛、腹痛、胸痛などが特に強そうなとき
- ・全身状態が悪いなど明らかに重症と判断されるとき

## 〔通報例〕

## 1. 救急車要請

「119」

救急車をお願いします

今治市いこいの丘1-3 岡山理科大学 今治キャンパス ○○棟です

いつ だれが どこで どうなった

## 2. 同時に健康管理室（0898-52-9030）へ連絡

救急車を要請しました 場所は○○棟○階です

救急車のサイレンが聞こえたら誘導に出る

## 3. 現場に到着した救急隊員に次のようなことを連絡する

救急隊員が到着するまでの容体の変化

傷病者のために行った応急手当の内容

持病があればその病名および、かかりつけの病院及び主治医名

## 4. 必ず病院まで誰か同行する

同行者は大学へ搬送先の病院名を救急隊員から聞き連絡する

## 救急医療機関

学外での急病・ケガの場合は最寄りの医療機関に相談してください。

えひめ医療情報ネットホームページで検索

当番医救急病院案内

0898-32-3300（24時間対応）

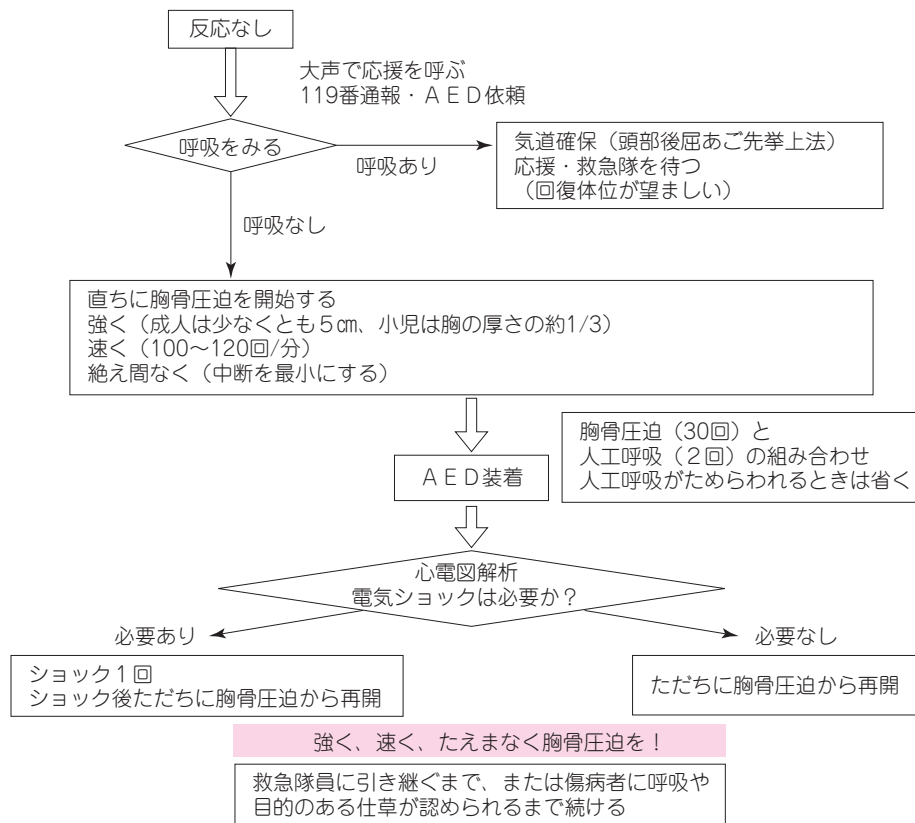
重症の場合は、救急車を要請し（119）、救急隊員の指示に従ってください。

## 保険証（マイナ保険証）

保険証（マイナ保険証）がないと全額負担になり医療費が高額になりますので、保険証（マイナ保険証）は持ち歩くようにしてください。

けがや病気が原因で空気の出入りする通路（気道）がつまったり、呼吸や心臓の停止、大出血等がおこり数分の間に危険にさらされるようなとき、生命を救うために何よりも優先して行わなければならない手当をいいます。

### 倒れている人を見たら



\* ぜひ普通救命講習会に参加して体験しておきましょう（毎年1月頃実施）。

### 大出血をしていたら

傷口から、鮮紅色の血液がいきおいよく吹き出している（動脈からの出血）ようなときや、暗赤色の血液（静脈からの出血）が、大量に流れて出ているようなときには大出血と判断する。

出血したときには、まず傷口に清潔なガーゼ等を直接あて強く圧迫する。

傷口は心臓より高くする。直接血液に触れないように手袋・ナイロン袋で処置する。

# 感染症関係

## 学校感染症に罹患した時

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ・出席停止になる感染症（下記参照）について陽性の診断を受けた方は、陽性者報告受付フォームへ入力が必要となります。感染症に罹患した場合は、以下の報告手順を確認のうえ、「陽性者報告受付フォーム」から各自で入力をお願いします。Webブラウザから「岡山理科大学 健康管理センター」で検索＞感染症関係＞今治キャンパス＞陽性者報告受付フォーム

こちらのQRコードから直接アクセス可能です



「陽性者報告受付フォーム」からの入力を確認後、健康管理室において「通学許可証」を発行します。

事後報告や受付フォーム入力に不備などがある場合は証明書が発行出来ないことがありますのでご質問等ある場合は健康管理室まで早めにお問い合わせください。

## 出席停止となる感染症一覧

| 感染症の種類 |                                                                                                                                    | 出席停止期間                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 第1種    | エボラ出血熱、痘そう、シフテリア・南米出血熱、急性灰白髄炎・ペスト、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症 | 治癒するまで                                      |
| 第2種    | 新型コロナウイルス感染症                                                                                                                       | 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで               |
|        | インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）                                                                                                               | 発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで                    |
|        | 百日咳                                                                                                                                | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
|        | 麻疹（はしか）                                                                                                                            | 解熱した後3日を経過するまで                              |
|        | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）                                                                                                                    | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|        | 風疹（3日はしか）                                                                                                                          | 発疹が消失するまで                                   |
|        | 水痘（みずぼうそう）                                                                                                                         | すべての発疹が痂皮化するまで                              |
|        | 咽頭結膜熱（プール熱）                                                                                                                        | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                         |
|        | 結核                                                                                                                                 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで           |
| 第3種    | 髄膜炎菌性髄膜炎                                                                                                                           |                                             |
|        | コレラ                                                                                                                                | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで           |
|        | 細菌性赤痢                                                                                                                              |                                             |
|        | 腸チフス                                                                                                                               |                                             |
|        | パラチフス                                                                                                                              |                                             |
|        | 腸管出血性大腸菌感染症（O157）                                                                                                                  |                                             |
|        | 流行性角結膜炎                                                                                                                            |                                             |
|        | 急性出血性結膜炎                                                                                                                           |                                             |
|        | その他の感染症※                                                                                                                           |                                             |

※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）等  
（学校保健安全法施行規則などより）

- \*一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり「欠席」にはなりません。
- \*一覧表にある感染症について大学の健康管理センターホームページ（<http://www1.ous.ac.jp/kenkan/>）内の感染症関係にて、報告の方法や、情報を適宜更新していますので必ず確認してください。

# 学生相談

## 相談内容

教学・学生支援部には心の専門家としてカウンセラー（公認心理師・臨床心理士）がいます。悩みが生じたとき、誰か打ち明ける相手がいて、それを伝えることで気持ちの整理や安心につながることもあります。一人で悩まず、気軽に相談に来てください。相談に関するプライバシーは固く守られます。必要な場合は、看護師より医療機関への紹介も可能です。

また、本学では、大学全体でみなさんの学生生活をサポートする協力体制をとっています。相談の内容によっては、適切な学内の窓口を紹介し、あなたがより良い学生生活を送れるようにします。

### ○就学・進路に関する相談

勉強に身が入らない・意欲が湧かない・卒業後の進路等

### ○対人関係・家族・家庭

友達が出来ない・友人関係で気を使い疲れる・親との関係等

### ○心理的・精神的問題に関する相談

性格・自分が分からない・自分を知りたい・心の病気について知りたい

### ○身体の健康・その他大学生活に関して

身体の不調や慢性疾患があり、医療機関の受診を迷っている

ゼミ・クラブ活動・アルバイトなどで困難な問題に直面し、一人で解決できないと思った時

## 利用の仕方

相談したいことがある方は、気軽に教学・学生支援部にお越しください。随時受け付けております。

電話による相談も受け付けます。

**開室時間** 月曜日～金曜日 9:00～17:00

**電話番号** 0898-52-9017

## なやみ相談メール



本学では、悩みがある学生を対象にメールによる相談受付も実施しています。相談を希望する方は、下記のメールアドレスに相談内容（できれば、氏名・電話番号を入力して）を送信してください。

**e-mail : soudan@ous.ac.jp**

※個人の秘密は固く守られますので、安心して相談してください。



## ハラスメントについて

岡山理科大学では、セクシャル・ハラスメント（相手を不快にさせる性的な言動によって人格を傷つけること）、アカデミック・ハラスメント（教育及び研究活動の場において権力を利用した嫌がらせを行うことで、相手に身体的・精神的な傷害を与えること）、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントなどの人権侵害を受けた場合に備え、相談体制を整えています。

- （１）セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の相談は、被害を受けた当事者（本人）だけでなく、被害者の代理人、被害を目撃した第三者からも申し出ることができます。
- （２）一人で我慢しないで、相談受付担当あるいは窓口に申し出てください。
- （３）相談を申し出る際には、下記の担当者に直接会うか、窓口に直接出向くか、あるいは電話、Ｅメール、手紙等で相談してください。
- （４）被害を申し出たあなたのプライバシーを守りますので、安心してください。

## ハラスメント相談受付

- 健康管理室（管理棟１階、0898-52-9030）
- 教学・学生支援部（管理棟１階、0898-52-9019）
- ※相談される場合、同性の相談者を依頼することができます。
- 相談メールアドレス：i-soudan@ous.ac.jp

相談メールQRコード



## ハラスメントとは

以下のような行為がハラスメントと呼ばれます。行き過ぎたハラスメントは、脅迫・強要・傷害罪等に認定されたり、慰謝料請求や損害賠償の対象となる可能性があります。被害者となったらすぐに相談してください。加害者とならないように、倫理とルールを守りましょう。

- ・セクシャル・ハラスメント： 性的言動で不快にさせる嫌がらせをすること  
性的図画・表現を掲示・閲覧させ、不快にさせること等
- ・アカデミック・ハラスメント： 不当に研究・教育・勉学の活動を妨害すること  
成績や論文について侮蔑的な発言をすること等
- ・パワー・ハラスメント： 部活等の上下関係を用い、嫌がらせをすること  
威圧的な言動で不快にさせる嫌がらせをすること等
- ・アルコール・ハラスメント： 飲酒に関連した嫌がらせをすること  
強要、イッキ飲ませ、飲酒できないことを侮辱すること、  
酔った上でのひんしゅく行為をすること等
- ・その他ハラスメント： 誹謗・中傷・風評の流布により人権を侵害したり、  
不快にさせたりすること

## ハラスメントを受けていると思った場合

- １．相手にイヤという気持ちをはっきり伝えましょう。小さな勇気は大きな効果を生みます。
- ２．受けた行為についてなるべく詳しく記録（日時、場所、内容、第三者の有無など）しましょう。
- ３．身近な友人や教職員、ハラスメント相談受付（教学・学生支援部、保健管理室）に相談しましょう。

**岡山理科大学における  
学生の性の多様性に関する  
対応ガイドライン****ハラスメント行為を目撃した場合**

1. 見過ごさないで、注意するか他の人に助けを求める。
2. 教学・学生支援部や健康管理室に相談に行くようすすめ、必要なら付き添ったり証人になる。
3. 本人が相談に行く決心ができないときには、本人の気持ちを確認しながら、代理人が相談窓口にご連絡をとることができますが、実際には、相談員は本人から直接話を聞くことになります。

岡山理科大学（以下、「本大学」という。）は、岡山理科大学ダイバーシティ推進ポリシーに則り、学生ひとりひとりの個性を尊重することを基本理念とし、全ての学生が、等しく差別のない充実した環境の下で修学できることを目的に、次のとおり、性の多様性に関する対応ガイドラインを定めます。

**1. 基本方針**

本大学は、教育・研究活動において、学生の性の多様性を尊重し受け入れることのできる環境の醸成のため、教員・職員・学生が協力することを目指します。

**(1) 本人の意思の尊重**

本大学は、どのような性でありたいかという学生本人の意思を尊重します。また、性別情報等の開示、非開示についても、本人の意思を尊重します。

**(2) 平等の理念**

本大学は、学生の性別及び性の多様性に対する平等を理念とし、その実現に努めます。

**(3) 修学及び学生生活の妨げの排除**

本大学は、学生の性別及び性の多様性が学生にとって修学及び学生生活の妨げとなる事項を排除するよう努めます。

**(4) 理解の促進**

本大学は、学生の性の多様性を尊重し、教職員及び全学生がこれを理解できるよう研修を行うとともに本大学の取り組みを発信します。

**2. 氏名・性別の表記****(1) 氏名表記**

本大学は、学生から入学時に届け出のあった氏名を、受講者名簿、成績表、在学証明書、成績証明書などの学内書類に表記します。学内で通称名を使用したい場合は、『学生便覧』12.証明書類・届に示されている「転籍（改姓）届」を教務課（今治キャンパスは教学・学生支援課）に提出してください。申し出の理由が妥当なものであると本大学が判断した場合は、通称名の使用が認められます。

**(2) 性別表記**

性別表記は、戸籍を踏まえて入学時に届け出された自己申告を利用し、その内容を当事者の意図しない形で公表することのないよう、本大学は慎重に取り扱います。ただし、事故や事件といった緊急の場合にはこの限りではありません。

**3. 学生生活****(1) 健康管理相談**

本大学で実施する定期健康診断や健康管理、健康相談について、必要に応じて性別にかかわらず、個別に対応することができます。事前に健康管理センター（今治キャンパスは健康管理室）に相談してください。

**(2) トイレ**

学内の主要な建物には、性別にかかわらず誰もが使用できる多目的トイレを設置しています。

**(3) 更衣室**

更衣室の使用について、可能な範囲で性別にかかわらず個別に対応することができます。学生課（今治キャンパスは教学・学生支援課）に相談してください。

#### 4. 正課教育活動

##### (1) 授業での言動全般

授業においては、性別にかかわらず、すべての受講生を等しく尊重します。性別及び性の多様性を理由に排除したり、尊厳を傷つけたり、受講に困難を感じさせたりすることのないよう教員・職員・学生は努めます。

##### (2) 呼称

呼称については、「～さん」等、性別で使い分けられない呼称を用いるよう、授業担当教員をはじめ全教職員に推奨しています。学生のみなさんもお配慮ください。

##### (3) 性別によるグループ分け

授業等において、合理的な必要性がある場合を除き、男女でのグループ分けを行わないことを全教職員に推奨しています。なお、グループを分けざるを得ない場合においても、本人の意思に反する場合は個別の対応を検討しますので、教務課（今治キャンパスは教学・学生支援課）又は授業担当教員に相談してください。

##### (4) 体育実技科目

受講に支障が生じることが想定される場合は、配慮を検討しますので、事前に教務課（今治キャンパスは教学・学生支援課）又は授業担当教員に相談してください。

##### (5) 学外実習（教育・介護実習等）

実習先の態勢や状況により、必ずしも希望に添えるとは限りませんが、教育実習を含めた学外での実習で想定されるトイレや更衣室、服装等に関して事前に相談することができます。教学支援部（今治キャンパスは教学・学生支援部）又は授業担当教員に相談してください。

##### (6) 学外での宿泊を伴う授業等

宿泊を伴う授業等においては、個別の対応を検討しますので、教務課（今治キャンパスは教学・学生支援課）又は授業担当教員に相談してください。

#### 5. 準正課教育活動及び正課外活動

準正課教育活動及び正課外活動において、個別の対応を必要とする場合は、学生課（今治キャンパスは教学・学生支援課）、準正課教育活動担当教員又は顧問に相談してください。対外試合（特に公式戦）に参加できるかどうかは、当該競技や当該競技団体の規定に従うことになります。

#### 6. 相談窓口

上記以外の性の多様性に関する相談については、学生課（今治キャンパスは教学・学生支援課）、アカデミック・アドバイジングデスクで受け付けています。

「岡山キャンパス」

学生課（C 1 号館 6 階） TEL 086-256-8432 mail soudan@ous.ac.jp

アカデミック・アドバイジングデスク（A 1 号館 1 階） TEL 086-256-9848

「今治キャンパス」

教学・学生支援課（管理棟 1 階） TEL 0898-52-9019 mail soudan@ous.ac.jp

##### （改 廃）

このガイドラインの改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

##### 附 則

このガイドラインは、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 18 日 決裁）

このガイドラインは、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

# 学生生活で気をつけたいこと

## アルコール

20歳未満の飲酒は法律違反であり、飲酒を無理強いした者は刑事罰の対象となります。酒は“百薬の長”といわれます。しかし本来健康によいとされるアルコールも飲み方によっては、健康を壊す毒となります。

がぶ飲みやイッキ飲みをした場合は、呼吸中枢のある延髄まで影響が及び呼吸困難に陥って、最悪の場合には死に至ることがあります。血中アルコール濃度が0.4%以上になると、その半数が飲酒後1～2時間で死亡しています。

**イッキ飲みはしない！させない！**

**イッキ飲みは刑事事件として扱われます。**

**イッキ飲みは大変危険です。人に強要せずまた強要されても絶対に断りましょう。**

## タバコ及び加熱式タバコ

本学では令和7年4月から敷地内全面禁煙です。屋内はもちろん、屋外であっても喫煙できる場所は一切ありません。また、敷地外に出た喫煙は、近隣の皆様に迷惑をかけることになり、これも認められません。

健康増進法の一部改正および厚生労働省通知の趣旨等を踏まえ、公共的な施設においては受動喫煙防止対策の措置が必要であるとともに、基本的な方向として、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙である」としています。全国的にも、ほとんどの大学で敷地内あるいは建物内禁煙となりつつあります。

なお、20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。

健康管理室では、禁煙治療を実施している医療機関をご紹介します。

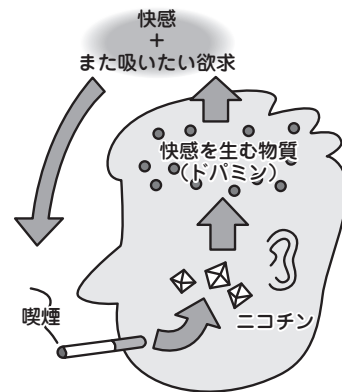
### タバコの煙の中の3大有害物質

#### 1. ニコチン：依存症・血管収縮

→smoking is addictive タバコは中毒性薬物（海外のタバコにはaddictive中毒性、習慣性と明記）タバコを吸うと頭が働くような気がするの勘違い。喫煙負荷後の脳血流量は少ない。

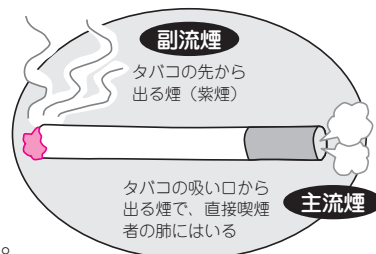
#### 2. 一酸化炭素：酸素欠乏

3. タール（ヤニ）：発癌物質が40種類以上含まれている。ずっとタバコを吸い続けると、例外なく肺は黒くなります。男性の肺がんの7割はタバコが原因です。



### 受動喫煙（周囲の人の健康にもタバコの害は及ぶ）

タバコの煙は、喫煙者がタバコやフィルターを通して吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ちのぼる副流煙に分けられます。主流煙は酸性ですが、副流煙はアルカリ性で刺激性が強く、目がチカチカしたり喉が痛くなったりします。副流煙の方が主流煙の何倍もの有害物質を含んでいます。



### 女性とタバコ

女性には特有の喫煙の影響があります。特に妊娠中の女性の喫煙は胎児への影響も大きく、へその緒で結ばれており、血流を通じて胎児にも酸欠やニコチンが影響し、早産や低体重児の出産、周産期死亡などの危険が報告されています。またビタミンCが破壊されて肌荒れやくすみ、しみが増えます。



タバコ及び加熱式タバコを止めるとこんな良い変化があります。

- 1分禁煙すると→タバコのダメージから回復しようとする機能が働き始める。
- 20分で →血圧は正常近くまで下降する。脈拍も正常付近に復帰する。
- 8時間で →血中の一酸化炭素レベルが正常に戻り、血中酸素分圧が正常になって運動能力が改善する。
- 24時間で →心臓発作の確率が下がる。
- 48時間で →臭いと味の感覚が復活し始める。
- 48～72時間で →ニコチンが体から完全に抜ける。
- 72時間で →気管支の収縮が取れ、呼吸が楽になる。肺活量が増加し始める。
- 2～3週間で →体の循環が改善する。歩行が楽になる。肺活量は30%回復する。
- 1～9か月で →せき、静脈うっ血、全身倦怠、呼吸促迫が改善する。
- 5年で →肺がんになる確率が半分に減る。
- 10年で →前がん状態の細胞が修復される。口腔がん、咽頭がん、食道がん、膀胱がん、胃がん、すい臓がんになる確率が減少する。

上記の全ての利点は、たった一本のタバコで失われてしまう!! (禁煙日記より)

### 禁煙にチャレンジしませんか？

喫煙新時代（禁煙には3つの薬があります）

#### 1. ニコチンパッチ

ニコチンを少しずつ補給してニコチン切れ症状を緩和します。薬局で買うことができますが、禁煙外来の保険診療で手に入れることもできます。

使い方：1日1枚 肩・腕・胸に貼って使います。朝貼って寝る前にはがします。

副作用：かぶれ・かゆみが出た時は、医師・薬剤師に相談します。

#### 2. ニコチンガム

30～40分かけて、ニコチン入りのガムをかむことで、ニコチン切れや口寂しさを紛らわせます。薬局で買うことができます。

#### 3. 内服薬（チャンピックス 一般名バレニクリン）

内服の禁煙治療薬で医師への受診が必要です。禁煙外来で処方され、保険診療で治療を受けることもできます。

副作用：吐き気、頭痛、下痢、悪夢などが出る場合があります。まずはかかりつけの医師・薬剤師に相談ください。眠気、めまいなどの症状が現れる場合もあり、自動車の運転など危険を伴う作業はしないこと。

インターネット 禁煙マラソン

<http://kinen-marathon.jp/> のメールサポートを受けることができます。

禁煙することは難しいです。「1本くらい大丈夫」と思って吸い始めないようにしましょう。

# 薬物乱用は一度でもダメ!! 誘われても絶対に手を出さないで

麻薬や大麻・覚せい剤の乱用は重大な犯罪行為です。中毒性が強く、一度乱用すると自分の意志ではやめられなくなり、薬物依存におちいります。乱用すると大切な脳が侵されます。最近は学生、社会人など、それまで普通の生活をしてきた人が突然薬物乱用のとりこになるケースが目立ちます。慢性的なストレス、疲労、海外旅行など生活の身近な事柄がきっかけになることが多く、誘惑に負けない強い意志を持たなければいけません。



▲薬物乱用防止啓発キャンペーンポスター  
提供：(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

## ◆ あなたの未来を奪う薬物乱用

薬物（麻薬や大麻・覚せい剤など）乱用はあなたの心と体をズタズタにむしばみます。特に10代は肉体的にも精神的にも人格の形成期にあたりますので、この時期の薬物使用の影響は計り知れません。心と体の健康を損ない社会適応性を失うばかりか、将来に広がるあなたの明るいキャリアをも奪い取ってしまいます。



## ◆ 合法ドラッグとはどういう意味

法律で規制されていない薬物の俗称です。法の対象外のため公然と売られている薬物で、一種の「脱法ドラッグ（違法ドラッグ※）」です。脱法ドラッグの多くは、興奮や幻覚など麻薬のような作用があります。MDMAやマジックマッシュルームも以前は、合法ドラッグとして売られていましたが、今は麻薬として規制されています。

※法の網がかからないという誤った印象を与えるということで、脱法ドラッグの呼び名が「違法ドラッグ」に変わります。



## 薬物乱用防止 Q&A

薬物乱用のない社会環境を作ろう!

**Q** 薬物乱用は、あくまで量の問題であって度をこさなければ大丈夫なのではありませんか?

**A** 一度でも乱用すると、確実に強い依存症が生じ、やみつきになり使用のコントロールが失われます。

**Q** 女性がダイエットのために薬物を使用するという話を聞きますが、本当に効果があるのですか?

**A** それは全くの誤解です。何の効果もないばかりか、依存症に陥り取り返しのつかない結果になります。



**Q** 合法ドラッグは安全?

**A** 安全どころかととても危険で不正な薬物です。依存症におちいる・人格に異常をきたすなど精神への作用や健康被害があります。



**Q** 麻薬や覚せい剤への法律上の罰則は?

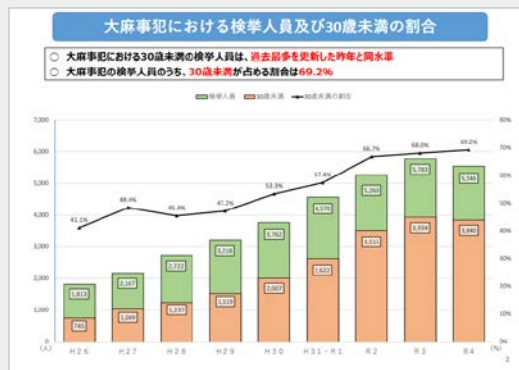
**A** 例えば、覚せい剤の所持に対しては10年以下の懲役です。外国では、所持していた量によっては死刑になる国もあります。

## ◆ キャンパスに広がる薬物汚染… 「ことわる勇気を」

近年、若者を中心に大麻による検挙者が急増しています。

きっかけは、「友人や先輩から誘われて」「興味本位」で手を出してしまうといったケースが多く見られます。さらに、インターネットなどでは「大麻は他の薬物より安全、害がない」、「大麻は依存にならない、いつでもやめられる」、「海外では大麻が合法化されているから安全」という情報もあり、警戒心を薄れさせていますが、そうした情報は誤りです！

大麻の有害性や依存性など正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。



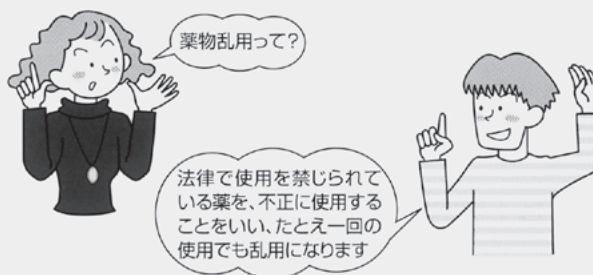
## 乱用される危険のある薬物

乱用される薬物は、私たちの一番大切な脳（中枢神経）を破壊します。乱用される薬物の作用は、脳への影響によって次のようにわけられます。

興奮作用・・・脳を刺激して興奮させる。

幻覚作用・・・実際にはないものが見えたりない音が聞こえたりする。

抑制作用・・・脳を麻痺させて気分をしずみこませたり眠らせたりする。



|                                                |                                             |                                              |                                                       |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <p>●大麻（マリファナ）<br/>幻覚や妄想などが現れる「大麻精神病」になります。</p> | <p>●シンナー（有機溶剤）<br/>大脳が萎縮し、集中力や判断が低下します。</p> | <p>●向精神薬<br/>感情の不安定、判断力の低下など心身への障害が生じます。</p> | <p>●MDMA<br/>興奮剤と幻覚剤の作用をあわせもつ合成麻薬の一種で、強い依存性があります。</p> |
| <p>●覚せい剤<br/>幻覚や妄想が現れる「覚せい剤精神病」になります。</p>      | <p>●マジックマッシュルーム<br/>幻覚、幻聴、しびれ、悪寒が生じます。</p>  | <p>●コカイン<br/>妄想や幻覚などがあらわれます。</p>             | <p>●ヘロイン、アヘン<br/>意識障害や、幻覚、妄想、記憶力の低下が生じます。</p>         |

取材協力・資料提供：警察庁、警視庁、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター

# 4

# 安全について

## ●安全についてQ&A

アパート生活について  
交通事故について  
青切符導入について  
盗難について  
落とし物について  
ストーカー・痴漢等について  
安全な大学生活を送るために

## ●火 災

## ●風 水 害

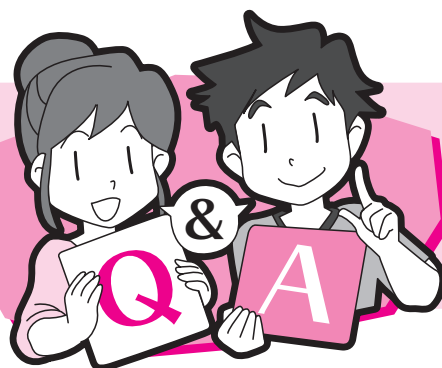
暴風雨（台風）に対する直前対策  
台風に対する日頃からの注意

## ●地 震

地震にあったら  
地震にそなえて  
OA機器等の地震対策  
避難場所・救命用品設備場所

## 安全についてQ&A

大学生活には  
いろんな不安があるので  
聞いてみよう



### はじめに

みなさんは、大学生活にいろんな不安を感じていることと思いますが、困ったことがあったら、まずキャンパスライフで相談窓口を調べましょう。

これから、「安全」についてQ&Aで述べていくので参考にしてください。

### アパート生活について



**Q** 親元を離れて、アパートで1人暮らしをするのですが、こういったことに気を付ければいいですか？

**A** まず、アパートの生活で気を付けなければいけないのは、近隣に迷惑をかけないようにすることです。詳しくは入居する際の契約書を読みましょう。4月になると、いろいろな勧誘者が部屋に来ることがあるので、不用意にドアを開けないようにしましょう。

訪ねてくる業者は、NHKの受信料徴収人、新聞購読、インターネット業者、宗教団体等ですが、不要な場合はきっぱりドア越しに「いりません」と断りましょう。

**Q** 1人暮らしだと、泥棒とか女性洗濯物を盗られないだろうかと不安ですが、どうしたらいいでしょう？



**A** まず、戸締りをしましょう。ちょっとした外出でも必ず鍵をかけましょう。特にベランダの戸締りも忘れずに。

女性の場合は、下着を外に干さないようにし、一階に限らず、二階以上でも部屋にいる時や寝る時も必ず鍵をかけておきましょう。人が訪ねてきても簡単にドアを開けないようにしましょう。また、ドアチェーンが取り付けられていれば、必ず利用しましょう。アパートの駐輪場でも自転車に鍵をかけましょう。万が一、被害に遭ったら急いで警察と教学・学生支援部に連絡をしましょう。



**Q** 自転車通学をしようと思うのですが、どのようなことに気を付ければいいですか？

**A** まず、自転車に乗る時のルールとマナーは次の通りなので必ず守りましょう。

## 自転車の主な違反と罰則

### ① 傘さし運転

傘をさし、物を担ぎ、又は物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。

法71条第6号、  
法120条第1項第10号、  
愛媛県道路交通規則  
12条第5号  
5万円以下の罰金



### ② 夜間の無灯火運転

夜間、道路では前照灯（ライト）をつけなければいけません。

法52条第1項、法120条第1項第5号、  
5万円以下の罰金



### ③ 並進運転

自転車は2台、3台と横に並んで通行してはいけません。他車の通行を妨げたり、交通事故にあうおそれがあります。道路の左端を一列で通りましょう。

法19条、法121条第1項第6号  
2万円以下の罰金又は科料

### ⑥ 二人乗り

二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。次の場合は除かれます。

・16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者）1人を幼児用座席に乗車させている場合。

・16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を手すりバンド等で確実に背負っている場合。

法57条第2項、法121条第2項第1号  
2万円以下の罰金又は科料

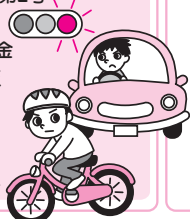
### ④ 信号無視

道路を通行する場合には、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号に従わなければいけません。

法7条、法119条第1項第2号  
3月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金

●踏切の一時停止違反

法33条第1項、  
法119条第1項第5号  
3ヶ月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金



### ⑤ 通行の禁止

走路標識等により通行を禁止されている道路を通行しては行けません。（商店街等）

法8条第1項、法119条第1項第2号  
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



### ⑦ 歩道通行の禁止等

歩道と車道の設けられた道路では、車道を通行しなければなりません。ただし、自転車歩道通行可の標識が設けられた歩道は通行できます。

また、車道を通行する場合は、左側を通行しなければなりません。

法17条第1項、第4項  
法119条第1項第6号  
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### ⑧ 歩行者通行妨害の禁止

歩道を通行する場合、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければいけません。

法63条の4第2項、法121条第1項第6号  
2万円以下の罰金又は科料



### ⑩ 携帯電話等の使用

スマホや携帯電話を使用しながら自転車を運転することはとても危険ですから、運転中に片手でスマホ等を持って通話したり、操作したり、画面を注視するなどの行為は絶対にしてはいけません。

法71条第5号の5、法118条第1項第4号  
6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金  
●交通の危険を生じさせた場合  
法117条の4第1項第2号  
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

### ⑪ イヤホン・ヘッドホン等の使用

イヤホン等を使用しながら自転車を運転することは、運転が不安定になったり、周囲の交通状況に対する注意が不十分になるなど、危険な行為ですから、絶対にしてはいけません。

法71条第6号、  
法120条第1項第10号、  
愛媛県道路交通規則  
12条第6号  
5万円以下の罰金



### ⑨ 飲酒運転

酒に酔った（酒気帯びを含む）状態で運転してはいけません。

法65条第12項

●酒酔い運転

法117条の2 第1項

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

●酒気帯び運転

法117条の2の2 第1項第3号

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

### ⑫ 車道は左側を通行

自転車は車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行（逆行）する場合も同じです。

法17条第4項、  
法117条の2の2 第1項第8号  
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

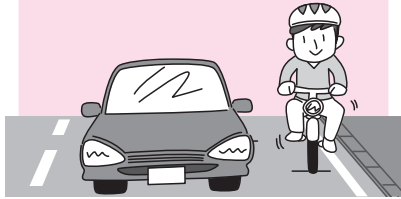
### ⑬ 交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

法43条、法119条第1項第5号  
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

# 自転車安全利用6則

## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



車道では、前後左右の車の動きに注意しましょう。

## 2 車道は左側を通行



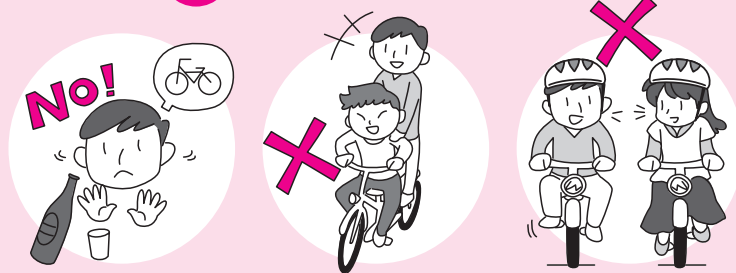
車道の左側を沿って走りましょう

## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



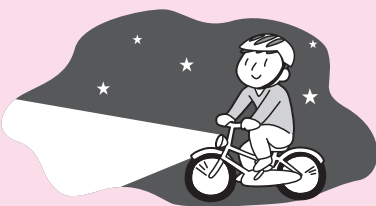
上記の標識がある歩道は自転車が行けませんが、歩行者のじゃまになるときは、一時停止しましょう。

## 4 安全ルールを守る



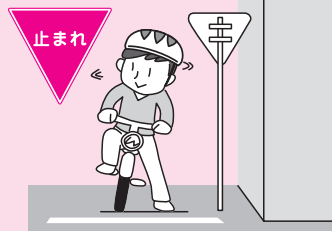
### ●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

自転車も「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を守りましょう。



### ●夜間はライトを点灯

ライトがなくても大丈夫…と夕暮れときや夜間、無灯火の自転車は車や歩行者に気付かれにくく危険です。夜間はライトを点灯。自転車の側面にも反射材をつけましょう。



### ●交差点での信号遵守と

### 一時停止・安全確認

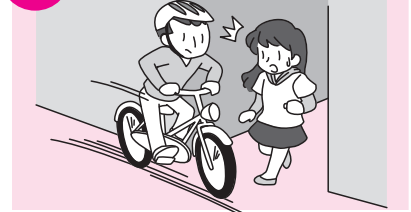
交差点の車の有無、右・左折車の動きをしっかりと確かめましょう。

## 5 自転車乗車時はヘルメットを着用



自転車による交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。2023年4月1日自転車乗車時のヘルメット着用を義務付けていますので、自転車に乗るときには必ずヘルメットを着用しましょう。

## 6 スピードを出し過ぎない



小さな路地、店や駐車場などの入口は、車や歩行者が急に出てくることがあります。歩行者が居てもすぐに止まれるスピードで走行しましょう。

最近の交通事故発生状況について何点が紹介しましょう。

### 事例1

自転車で坂道を南進中、ブレーキがきかず、道路左側の溝に落ち、乗っていた男子学生は、はずみでブロックべいに顔面を打ち全治3ヶ月の重傷。毎年数件同様の事故が発生している。

### 事例2

同様に坂道を下っていて乗用車・歩行者に衝突した事故も数件発生している。

### 事例3

二輪車で狭路カーブを左折した時、右折してきた乗用車と衝突し入院加療3ヶ月の重傷。毎年、交差点における事故が数件発生している。

**Q** 交通事故を起こした場合どうすればいいのですか？



**A** ケガ人がいれば、まず、安全な場所に移動して救護措置をとり、119番通報します。ケガ人がいない場合には、直ちに110番通報しましょう。  
交通事故を起こして、そのまま立ち去ると「ひき逃げ」や「当て逃げ」になることもあるので、その場で110番通報しましょう。  
その際、相手が「急いでいる」「大丈夫」等と言って立ち去ろうとした場合には、必ず、相手の住所、氏名、電話番号を確認し、メモしておきましょう（相手が車や二輪車を使用していれば、車両番号をメモしておきましょう）。  
その後、速やかに110番通報しましょう。  
また、大切なことですが、警察に届け出をしなかったことで、あなたが加入している自動車保険等が適用されないこともありますので、交通事故を起こしたときには被害の大小にかかわらず、必ず警察に届けてください。

#### 青切符導入について

## 令和8年4月1日開始 自転車の交通違反に 「交通反則通告制度」 「青切符」が導入されます！

16歳以上の自転車をはじめとする軽車両の交通違反者に対し、自動車等と同様に「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。



対象となる行為は100種類以上



反則金額は原付と同一

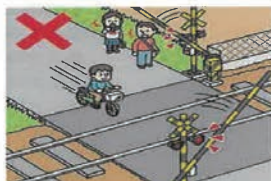
こんな違反は反則金の対象です！

ながらスマホ



反則金 12,000円

遮断踏切立入り



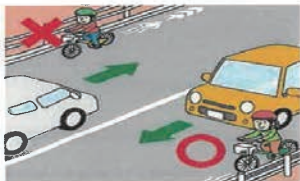
反則金 7,000円

信号無視



反則金 6,000円

通行区分違反



反則金 6,000円

一時不停止



イヤホンの使用  
(必要な音が聞こえないなどの場合)  
反則金 5,000円

並進・二人乗り



反則金 3,000円

※ 飲酒運転などの悪質な違反については、これまでとおり刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。

自転車は車のなかまです。交通ルールを守り、  
必ずヘルメットを着用しましょう！

愛媛県警察





**Q** 自転車や物を盗まれたらどうすればいいですか？

**A** 自転車を盗まれたら、「防犯登録カード」を持って、盗難被害に遭った日時・場所・状況等を警察（警察署又は、最寄りの交番）に説明して、被害届を出しましょう。

「防犯登録カード」は、お店で自転車の購入に併せて防犯登録を依頼すれば、購入したお店から交付されます。

「家に泥棒が入った」、「部屋のガラスが割られ、お金や物が盗まれた」などの被害に遭った場合は、できる限り犯人が侵入したドアや窓、荒らされた家具などに触れないようにし、そのままの状態にして、すぐに110番通報しましょう。

**Q** 自転車を盗まれないためにはどうすればいいですか？



**A** 鍵は必ず2つ付け、確実に施錠するようにしましょう。  
自転車に最初から付いている鍵は、施錠していても比較的容易に壊すことができるため、丈夫なチェーン錠を追加し、施錠しておけば盗難被害に遭いにくくなります。

事件や事故に遭った場合は、数学・学生支援部へ報告相談してください。



**Q** 財布とか大事な物を落としたらどうすればいいですか？

**A** 落とし物についても警察に届けましょう。落としたものがはっきりしていれば、電話でも受け付けてくれます。

ただし、キャッシュカードやクレジットカードは名義や金融機関名等が必要なので調べてから電話しましょう。金融機関等で使用停止の手続きを忘れないようにしましょう。

運転免許証を落とした場合は、警察での再発行の手続きが必要で、発行されるまで運転できないので注意しましょう。

学生証を落とした場合は、数学・学生支援部で再発行の手続きをしてください。

**Q** ストーカーや痴漢は、どのようなことに注意したらいいですか？



**A** ストーカーは知らない相手からも狙われることがあり、ちょっとした異変（誰かに見られている、後を付けられているように感じるなど）に気付いたら、数学・

学生支援部や健康管理室に相談してください。

以前に付き合っていた異性からのメールなど執拗な嫌がらせがあったら教学・学生支援部に相談してください。警察に届け出して「警告」措置を取ってもらいます。痴漢は、あらゆる場所で行われます。なるべく1人にならない、夜間の外出や暗い場所は避けてください。

痴漢に遭ったら大声を出して助けを求めましょう。

**教学・学生支援部では、「防犯ブザー」を貸し出しています。**

被害にあったら、すぐに警察へ連絡をしてください。

これまで話した以外にも注意しなければいけないことがいろいろあります。それは、自然現象による地震、風水害や、火災、それと、悪徳商法、出会い系サイト、アルバイト、薬物、SNSの利用等をめぐるトラブルです。

自然災害は別にして、自分の行動に注意すれば防げるものです。一時の快楽を求めて被害者にならないよう注意しましょう。

## 火の用心 8つのポイント — 防火は自分の手ですすめよう —

- 「火気厳禁」の場所では火気を絶対使用しない
- 消火器や屋内消火栓の使用方法を知り訓練する
- 電気器具は正しく使いたこ足配線はしない
- キャンパス内は決められた場所以外では喫煙できない
- 廊下、階段に物を置かない
- ストーブには燃えやすいものを近づけない
- 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない
- 実験では器具を点検して正しく使う

いざというときは **119番**

風水害は、地震や火災と異なり突発的に襲ってくることはありません。少なくとも数日前から前兆があり予測できる災害です。私たちは、被害を最小限に抑えるために万全な備えをして冷静な行動で安全を守りましょう。

### 暴風雨（台風）に対する直前対策

- (1) 正しい情報を集める  
今治市に暴風警報または各種特別警報が発令された場合、全ての授業・試験が休講となるため、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意を払っておくこと
- (2) 戸や窓を厳重に閉める  
ただし、風雨の弱い方向に避難口を確保しておくこと
- (3) 外には出ない  
飛来物等が頭上に落ちてくる危険性があるので不用不急の用事で外には出ないこと
- (4) やむを得ず外に出る時は、崖下、川べり、看板のある所等の危険な場所は避けること
- (5) 河川の氾濫や崖崩れの起きそうな所では、早めに避難すること

### 台風に対する日頃からの注意

- (1) 生活用品を確保し、カンパンや缶詰などの非常食や飲料水を用意しておくこと
- (2) 非常用品の点検を行い、ヘルメット、懐中電灯、携帯ラジオ等を用意しておくこと
- (3) 強風の中の浸水した所を歩けるようにロープを用意しておくこと
- (4) 避難時、持ち物はリュックなどに背負い、手が空くように心がけること
- (5) 日頃から風水害に備えて避難場所・避難経路を確認しておくこと

## 地震にあったら

地震対策で大切な事は、いざという時に「人命を守り」「財産を守る」という行動がとれることです。その結果として被害を最小限におさえる「減災」につながります。日頃からこのような行動がとれるよう「防災意識」を持ち、訓練をすることが大切です。

### 初期対応と行動

地震を感じたらまず第一に大きさ・強さを判断することが必要です。次の6つの点に留意して取り組んでください。

- (1) まず落ち着いて身の安全を  
教室では上から物が落ちてきたり、ガラスによるけがの危険性があるので机の下に頭を保護するようにもぐり込む。また、特に実験・実習室では、机の上の薬品や加熱している液体が身体にかかる恐れがあるので注意すること。
- (2) 火が出たらすばやく消火  
実験・実習中ガス等を使用していたらすばやく火を消す。地震による火災のときは消防力が分散するため出来るだけ初期消火に努めること。
- (3) 教員の指示に従う（あわてて外に飛び出さず）  
教員が職員の指示があるまで勝手に教室から飛び出したりしない。その場で指示があるまで待機し、その間に周辺の状態を確認すること。
- (4) 部屋の出口を確保する（建物のゆがみにより、ドアや窓が開かなくなる。）  
教室の出口に一番近い者は、ドアを開け、避難口を確保する。エレベータは停電する恐れがあるので利用しないこと。
- (5) 正しい情報に耳を貸す  
テレビ・ラジオ・インターネット等で正しい情報に耳を傾けること。
- (6) 負傷者がいるときは救急処置をしてください。必要な場合は応援を求め、学内ならば健康管理室に連絡すること。  
健康管理室（0898-52-9030）

## 地震にそなえて

本学でも教職員による自衛消防隊が編成されていますが、出火防止や器具の安全措置等、次のような点検を行う必要があります。

- (1) 火元のまわりは不燃化にしておく
- (2) 使わない電気器具類はコンセントを抜く習慣をつけること
- (3) 液体燃料を使う設備の安全装置は正しく作動するか確認すること
- (4) 消火器や屋内消火栓はいつでも使えるようにしているか確認すること
- (5) 薬品収納棚や容器は壁や床に固定されているか確認すること
- (6) 実験機械・装置等は十分な強度をもった固定がなされているか確認すること

## OA機器等の地震対策

パソコンを含むOA機器やAV機器は使用頻度が高いため転倒しやすい場所に置かれている事が多いです。少なくとも、ズレ落ち防止や滑りどめシートを敷いたり、落下防止金具などを取付けて事前対策をすることが必要です。そうすることによって地震が起きたとき機器自体を守り、蓄積したデータの保護にもなります。また、データをディスク・メモリー及び書類等で保存し、データの消去防止に努めましょう。



## ■マークの説明

| マーク | マーク説明    | 建物名称                                                                                       |
|-----|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 屋外緊急時避難所 | バスロータリー広場、管理棟玄関広場、大講義棟東側広場、獣医学教育病院棟駐車場、教職員駐車場、グラウンド、クラブハウス駐車場                              |
|     | 屋内避難建物   | 管理棟1階会議室、管理棟2階食堂及び東側テラス、大講義棟、獣医学部2階スチューデント・コモンズ、獣医学教育病院棟3階学生室1・2、獣医学教育病院棟4階学生室3、体育館1階～2階   |
|     | AED      | 管理棟1階（健康管理室前）、獣医学部棟2階（ホール）、獣医学教育病院棟1階（受付）<br>体育館1階（管理室横）、クラブハウス1階（エントランス）、守衛室、大講義棟1階外（出入口） |
|     | 緊急シャワー   | 獣医学部棟4階～6階、病院棟3階、動物繁殖施設1階                                                                  |
|     | 担架       | 管理棟1階（健康管理室前）、獣医学教育病院棟1階（受付）、体育館1階                                                         |
|     | 緊急車椅子    | 守衛室、管理棟1階（健康管理室前）、獣医学部棟2階（西口）、獣医学部棟4階（ホール）、<br>獣医学教育病院棟1階（受付）、体育館1階                        |

## ■多目的トイレ、救命用品等設置場所

| 建物名称     | エレベーター | 多目的トイレ   | 火災報知器  |     |
|----------|--------|----------|--------|-----|
| 管理棟      | ○      | 1階、3階、4階 | 受信機 1階 | 1階  |
| 獣医学部棟    | ○      | 1階～7階    |        | 2階  |
| 獣医学教育病院棟 | ○      | 1階～4階    | 受信機 1階 | 1階  |
| 体育館      | ○      | 1階       | 受信機 1階 | 1階  |
| クラブハウス   |        |          |        | 1階  |
| 守衛室      |        |          |        | 1階  |
| 大講義棟     |        | 1階       |        | 1階外 |

# 5

# 情報処理

●岡山理科大学情報倫理ガイドライン

インターネットではありとあらゆる人たちが情報のやり取りをしています。たくさんの人たちが同じネットワークを利用しているのですから、問題が起こらないように一人ひとりがマナーや規則を守らなければなりません。インターネットでのマナー・規則はみなさんが毎日いろいろな人に接している時に心がけていることと同じで、要は市民社会のルールを守りインターネットを利用することです。通信する相手は人間であるということを忘れないでください。相手を不愉快にさせる行為は、自分自身が無作法者としてネットワークで敬遠される原因になったり、悪くすると犯罪行為としてみなされることもあります。他人の情報を不注意にコピーすると著作権違反に問われます。また不注意からクレジットカード番号を盗まれたり、悪徳商法にだまされて金銭的な被害を受ける危険もあります。安易に個人情報を開示すると嫌がらせやセクハラを受けることがあります。自分のためにも、相手のためにもネットワークでのマナー、規則、セキュリティ対策、消費者保護、個人情報保護は必ず守ってください。特に以下のことに注意しましょう。

## §①データを送る時は相手のことを考える

人にデータ（たとえばメール）を送ったりする時は相手のことを考えて、注意して送りましょう。たとえば、発信者、受信者が記載されていないメールを受け取ったら、受信者はすぐには誰からの、また自分当分のメールか判らず、発信者を礼儀知らずな人だと思うでしょう。また、データの破損、誤字・脱字にも気をつけましょう。データを送る時は、相手が理解できて、また失礼にならないものを送るように心がけましょう。インターネットは言語の広場です。あなたの発言は多くの人に見られている可能性があります。一度発言してしまったものは元には戻りません。発言する時は、その形式とともに、内容の確認、マナーに即しているかの確認をしっかりとしてください。

## §②人が嫌がることはしない

たとえば、人に見られたくないものを見られたり、誰かから悪口を言われたりしたらいやですね。こっそりと他人のコンピュータに忍び込んだり、ネットワークを通じて人を中傷したり、いたづらをするのはやめましょう。また、仕掛ける側は冗談のつもりだとしても、受け取った側が大変迷惑で、不愉快ならば同様です。発信源を隠すことは出来ないことを知っておいてください。

## §③著作権に注意しよう

インターネットでは情報を自由にやりとりすることが可能ですが、情報の価値について意識してほしいことがあります。情報は個人が生み出すものですから、その情報は独自のものであって、生み出した人は、その情報に対して権利を持っています。つまり、固有の情報に対して、ほかの人がそれを無断で利用していいのか、いけないのか、決める権利も情報を生み出した人にあるというわけです。これを「著作権」といいます。たいいていのことについては、各文書に「Copyright」（著作権）、「License」（特許）として記載されています。情報をダウンロードして加工したり、情報として利用したり、写したりする時は、この事をよく確認して著作者の意向に従ってください。

## §④セキュリティには十分気を付ける

ネットワークではコンピュータ間を自由に動き回れるのと同時に、知らない人がネットワークを通じてみなさんのコンピュータに入ってきて来たり、そこを経由して他のコンピュータに侵入する経路に利用したりすることがあり得ます。みなさんのコンピュータに侵入されないために、パスワードを使うなど日頃から注意しておく必要があります。コンピュータのデータを壊したり、負担をかけたり調子を悪くする悪質なプログラムがネットワークで問題になっています。これらを種類によって、「ウイルス」

「ワーム」などと呼んでいます。このような悪質なプログラムがネットワーク上でばらまかれていることがあります。あなたがどこかのコンピュータや友人からもらったソフトウェアをあなたのコンピュータにダウンロードしたとします。ある日それを実行したら、いつの間にか大切なファイルが消されていたということもあるのです。このようにどこかから持ってきたソフトウェアに、とんでもない仕掛けがしてあることもあります。以上の様な注意を払った上でも、インターネットでは、電子メールは見られている可能性があり、封書の手紙ではなく、ハガキに該当すると考えて利用してください。クレジットカード番号を絶対送信しないでください。

#### § ⑤ 悪徳商法に気を付けよう

学内のインターネットは教育研究用ですので商行為は禁止ですが、ホームページには有料なサイトもあり、悪質な場合は不注意で契約行為をさせられてしまう場合もあります。民間の商用インターネットを利用する場合でも、情報や品物を買ったり売ったりすることには十分気を付けてください。

#### § ⑥ 個人情報は安易に開示しない

みなさんは今後自分のホームページを開設する機会があるでしょう。そこでの個人情報の開示には十分気を付けてください。安易に自分の写真や電話番号・メールアドレスを開示するとセクハラ電話やセクハラメールを受けたり、電子的に加工されたセクハラ写真を勝手に流されたりする危険があることに注意しましょう。

#### § ⑦ マナー・規則違反は施設利用資格が取り消されます

マナー・規則違反の場合、施設利用資格が取り消されたり、悪質な場合は学則による罰則を受けます。

#### § ⑧ マナー・規則違反で被害を受けた場合は、すぐに連絡を

マナー・規則違反で被害を受けた場合は、指導教員（チューター）・教学・学生支援部に相談してください。関係部署が迅速に対応します。

**お互いマナー・規則を守り、快適にネットワークを利用しましょう。**

# MEMO

# 6

## 図書館

### ●開館及びサービス時間

岡山理科大学の図書館

開館時間

### ●図書館の資料の利用方法

閲 覧

資料の貸出・返却

資料の探し方

OLION端末

予 約

そ の 他

必要な資料が図書館にない場合

### ●その他のサービス

レファレンスサービス

情報検索サービス

新 聞

文献複写サービス

視聴覚ブースの利用

グループ学習室の利用

館内掲示及び図書館掲示板

## 開館及びサービス時間

### 岡山理科大学の図書館

#### 開館時間

今治図書館には主に獣医学関連の資料を置いています。

開館時間は以下のとおりです。詳しい開閉館時間は図書館ホームページ (<https://www.lib.ous.ac.jp>)、携帯電話版ホームページ ([https://www.lib.ous.ac.jp/index\\_tel.html](https://www.lib.ous.ac.jp/index_tel.html)) で確認できます。

| 図 書 館                     |     | 平日           | 土曜日           | 日曜日          | 備考            |
|---------------------------|-----|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 今治キャンパス<br>図書館            | 通常期 | 9:00 ~ 20:45 | 9:30 ~ 16:45  | 閉 館          |               |
|                           | 休業期 | 9:00 ~ 17:00 | 閉 館           | 閉 館          |               |
| 岡山キャンパス<br>A1、A2号館<br>図書館 | 通常期 | 9:00 ~ 20:45 | 9:30 ~ 16:45  | 9:30 ~ 16:45 | 4月の日曜日は<br>閉館 |
|                           | 休業期 | 9:00 ~ 17:00 | 閉 館           | 閉 館          |               |
| 岡山キャンパス<br>C2号館図書館        | 通常期 | 9:30 ~ 20:45 | 10:00 ~ 16:45 | 閉 館          | 土曜日開館         |
|                           | 休業期 | 9:30 ~ 16:45 | 閉 館           | 閉 館          |               |

## 図書館の資料の利用方法

### 閲 覧

図書館での閲覧は開館時間中自由にできますし、図書館の書架にある資料は館内で自由に利用できます。必要な本やノート等、荷物の持ち込みは自由です。なお、貴重品は常に携帯するようにしてください。

お互いに気持ち良く利用できるよう、館内では静かにしてください。図書館内は禁煙、食事禁止です。また携帯電話での通話はしないでください。

### 資料の貸出・返却

#### 資料の貸出

図書館の資料を館外に貸り出す場合は、次に示す貸出規程に基づき利用できます。借りたい資料をカウンターまで持ってきてください。図書の貸出は学生証で行います。

#### 貸出冊数と期間

|       | 種 類 | 期 間 | 冊 数 | 更新回数 |
|-------|-----|-----|-----|------|
| 通常期貸出 | 図 書 | 14日 | 無制限 | 1 回  |
|       | 雑 誌 | 3日  | 30冊 | 不可   |



備考 (1) 春夏冬季休業期間中、図書の貸出を期間終了後10日まで延長します。

(2) 受け入れ後30日以上経過していない雑誌の貸出はできません。

(3) 返却予定日が休館日の場合は、翌日とします。

(4) 必要に応じて貸出冊数を制限することがあります。

## 資料の探し方

## OLION端末

## 予 約

## そ の 他

## 必要な資料が図書館にない場合



## 資料の返却

借りている資料は返却期限までに返却してください。返却ポスト使用時間帯は図書を返却ポストに返されても結構ですが、CD-ROM・雑誌等は開館中にカウンターへ返却してください。

借りた資料は返却期限までに確実に返却するようにしてください。返却期限を過ぎてても返していない場合は、貸出ができません。また、返却期限を過ぎて返した場合は、その延滞日数に応じて、ペナルティが課される場合があります。

図書はそれぞれの図書館ごとに和図書、洋図書に分けられ、それぞれ日本十進分類表に基づき書架に並べられています。雑誌は和雑誌、洋雑誌に分けられ、雑誌名のアルファベット順に並べられています。四つの図書館に資料が分かれていますので、できるだけOLION端末（所蔵検索）を利用するか、カウンターに尋ねてください。

本学では、岡山理科大学図書館オンラインシステム（Okayama University of Science Library Online System:以下OLION）により、自由に本が探せるようになっています。OLIONの検索はインターネットを使ったWWWブラウザから行えます。図書館所蔵資料の検索、自分自身の図書館利用状況の確認ができます。利用方法は「OLION Manual」を見てください。分からない時は図書館員に尋ねてください。

利用したい図書がすでに誰かに貸し出されているとき、カウンターで予約ができます。目的の資料が返却され次第、メールで連絡し、利用することができます。

図書館の出入口を通過するときに、貸出手続きが済んでいない図書を携帯していると警告音が鳴ります。その時は、持ち物等を確認させていただきますのでご了承ください。

必要な資料が本学の図書館に所蔵されていない場合、以下のいくつかの方法で利用することができます。

## ・他大学図書館の利用

愛媛地区大学図書館協議会に岡山理科大学は加盟しており、愛媛県内の大学、短期大学等の図書館では、学生証の提示と簡単な手続きにより、閲覧と貸出ができます。但し、各図書館によって、利用方法が異なりますのでQRコードが下記URLから確認してご利用ください。

(<https://opac1.lib.ehime-u.ac.jp/EHIME/pgm/>)

## ・文献複写依頼

所蔵している他の図書館から複写物を実費（複写料金、送料等）で入手することができます。入手までの日数は、通常1週間から10日です。

## ・図書の相互貸借

所蔵している他の図書館から直接借りる方法です。送料等の実費が必要です。入手までの日数は、通常1週間から2週間です。

関連大学の倉敷芸術科学大学、千葉科学大学からは送料無料で借用できます。

## ・学生希望図書

図書館で購入して欲しい図書があれば、「学生希望図書記入票」に書いてください。購入の可否は、半月ごと、掲示板で報告します。ただし、以下の場合は購入できません。

- (1) 漫画及びポルノ
- (2) 原則として、3万円を超える図書（他の図書館にあれば利用できます。）
- (3) シラバスに掲載の教科書（参考書は買っています。教科書は自分で準備してください。）

\*1人につき、1ヶ月当たり5冊まで希望を出すことができます。

## その他のサービス

### レファレンスサービス

資料の所在調査、二次資料の利用方法等の各調査の相談を受け付けています。また事項に関する調査（参考調査）も受け付けています。

### 情報検索サービス

国内及び海外のデータベースに接続して、様々な検索を行うことができます。朝日新聞クロスサーチや（朝日新聞オンライン記事データベース）や日経BP記事検索サービスも利用できます。詳細は「[図書館電子コンテンツ利用ガイド](#)」をご覧ください。

### 新聞

それぞれの図書館では朝日新聞や愛媛新聞等を置いています。新聞は約1年間保存されます。これ以上古い新聞記事を探している場合は、朝日新聞クロスサーチやG-Searchセレクトをご利用ください。

### 文献複写サービス

著作権法の許す範囲内で図書館資料を複写することができます。

### 視聴覚ブースの利用

映画や教育用DVD、ビデオ、語学教材や音楽等のカセットテープ等を利用することができます。著作権法上貸出はできません。  
※放送大学（特別聴講生）を受講することができます。

### グループ学習室の利用

今治図書館で利用できます。グループ学習等に利用してください。各カウンターで受付します。

### 館内掲示及び図書館掲示板

図書館の利用に関すること、新着図書案内、学生希望図書の入荷状況等を図書館内の掲示板でお知らせしています。



# キャリア支援(就職)

- 教学・学生支援部では
- 就活サポートプログラム
  - キャリアガイダンス
  - インターンシップ・学外実習
  - 履歴書・エントリーシート・面接の指導
  - 合同企業説明会・合同業界研究会・学内企業説明会
  - 理大生対象の求人情報を提供

## 教学・学生支援部では

教学・学生支援部では、一人ひとりが納得のいく価値観を確立して、生涯を通じて、自己の志（夢・希望）を实践していく力を育成します。

## 就活サポートプログラム

教学・学生支援部では、1年次から進路・進学・就職に対しての意識向上と実践的なスキル修得を目的にさまざまなキャリアサポート活動を行っています。その一部をここで紹介します。

### キャリアガイダンス

就職活動を前に、就活スケジュールや筆記・面接試験対策、自己分析、業界研究の方法などわかりやすく説明します。

### インターンシップ・学外実習

業界について視野を広める、希望の職業について理解するために学外実習や学外研修、インターンシップ等は非常に大切なツールになります。実習先探しや手続など気軽にご相談ください。

なお、傷害・賠償保険の加入証明書の発行を実習先より求められている場合は、証明書の発行に1週間程度かかりますので、提出期限の1週間前までに申請してください。

### 履歴書・エントリーシート・面接の指導

履歴書・エントリーシートの作成協力はもちろん、記入する前のアドバイスや面接の練習も行っています。

### 合同企業説明会 合同業界研究会 学内企業説明会

理大生のために毎年さまざまな業界、業種の企業・団体・官公庁などの採用担当を招き、生の情報をご提供いただきます。採用担当者から直接説明を聞くことのできる貴重な機会となっています。

### 理大生対象の求人情報を提供

大学に届いた求人情報を就職システム「OUS-mylog 求人検索（JNET）」より配信しています。

### 教学・学生支援部を徹底活用！欲しい情報、必要なサポートが充実。

岡山理科大学では一人ひとりの夢をバックアップする強力なサポート体制が整っています。進路・進学・就職に関するさまざまな相談、情報の提供、就職活動のアドバイスなども行っています。いつでも気軽にご相談ください。

### 早めのスタートが肝心、1年次生も教学・学生支援部へ

1年次生から進路や進学、就職について少しずつ情報収集し、計画的にキャリアアップを図ることが夢への近道。教学・学生支援部には、企業や就職活動などに関する豊富な情報と、人事採用担当者と太いパイプをもち、長年学生を見守ってきたスタッフが揃っています。積極的に利用すれば、より自分に必要な情報や的確なアドバイスがもらえます。また、進学や学生生活に関することはチューターの先生にも相談して不安や疑問を解決するようにしましょう。

# 8

# 準正課教育プログラム

● 準正課教育プログラムについて

# ●準正課教育プログラムについて

大学教育には、授業や卒業研究といった単位認定を伴う「正課教育」、部活動やサークル活動といった学生の自発的活動である「正課外活動」がありますが、今治キャンパスでは、第3のカテゴリーとして、単位認定を伴わない「準正課教育プログラム」を提供しています。自主性、創造性、協調性、リーダーシップの醸成などの教育効果を期待しています。

本プログラムは、学生が自発的な意志で参加・企画することを基本としたもので、正課教育におけるアクティブラーニングに比べて学生の主体性のウェイトがより大きいプログラムといえます。学生の自主性を最大限に尊重し、教員が支援し活動を行います。

今治キャンパスでは下記のプログラムがあり、今後さらに増やしていく予定です。

## (1) iLAP (ラボ・プログラム)

「今治ラボ研究プログラム (i-LAP)」は卒業研究開始前（獣医保健看護学科1・2年次、獣医学科1～3年次）の学生を対象とする早期研究体験プログラムです。正課の合間に獣医学部教員の研究室で学科の枠を超えて研究に参加することで、最先端の獣医関連生命科学を体験することを目的としています。現在多くの学生が参加しており、その研究成果を学会や学術論文として発表しています。

## (2) VeWRM (Veterinary Wildlife Risk Management 野生鳥獣リスクマネジメント学)

近年、野生鳥獣による農林水産被害や動物由来感染症のリスクが全国的な問題となっています。このプログラムは、人の社会経済活動と野生鳥獣の生存との適切なバランスを確立し、安心・安全な社会づくりに貢献することを目的として、野生動物の生態調査、狩猟、シビエ利用等獣医学的視点を持って活動します。

## (3) 災害時同行避難体制の確立

災害発生時に、動物と飼いが安心して共に避難できる体制づくりを目指すプロジェクトです。危機管理に関する基礎知識を学びながら、避難の流れを実際にシミュレーションし、本学を『同行避難の受け入れ拠点』として機能させるための仕組みづくりに取り組みます。さらに、地域の皆さまに向けて、適正飼養や災害への備えに関する情報発信も行い、さまざまな地域で応用できる“同行避難拠点モデル”の構築を目指しています。

## (4) 博物館プロジェクト (Muzoo)

「大学を博物館にしよう！プロジェクト」通称「博プロ」は、多種多様の動物の骨格標本などの標本を学生自ら作成することによって、動物の生態から解剖生理までを学ぶとともに、学内各所に展示して、大学自体を博物館にして、いつでも、どこでも、動物を体感できるような環境を作ることを目的としています。

## (5) 公務員マスター

公共獣医分野で活躍する獣医・畜産系等の公務員を目指して活動しているプログラムです。週に1、2回程度の勉強会を実施し、地域のボランティア活動にも取り組んでいます。また、獣医・畜産系公務員の業務内容を幅広く知るための取り組みも行っています。

## (6) 養蜂関連学習プロジェクト APIS

養蜂を体験しながらミツバチの生態や管理方法、蜂蜜の収穫、感染症の予防対策、感染症発生時の対応などを学習します。また、勉強会や養蜂場の見学会等を開催し、ミツバチや養蜂に関する知識の習得を図るとともに、人と自然との関わりに関する感性の涵養を目指します。

## (7) 愛媛希少動植物保護活動 Conservation activities of Fauna and Flora in Ehime:CaFFE\*

自然豊かな愛媛県にはゲイヨサンショウウオを代表とする希少動植物が存在し、愛媛県民が有志でこれらの保全活動を行っています。本プログラムでは、団体が実施する希少動植物の保護活動に参加し、地域と密着しながら生物保全活動の知識と技術を学びます。

## (8) いきもの QOL

動物たちの QOL（生活の質）向上は、動物たちに関わる人の QOL 向上にもつながります。動物と人の豊かな共生社会を実現するため、獣医療、動物福祉、公共獣医事などの分野における課題解決を目指します。これらの課題に向けて、学生が主体となって企画するものづくりや、展示・イベントなどの発信活動に取り組みます。学生自身が大学での学びを社会へ広げることで、動物と人が安心して暮らせる環境づくりへの理解と実践を深めていきます。

## (9) 動物用医薬品研究

この準正課教育プログラムでは、動物用医薬品や動物用サプリメントあるいはフードの現状について文献やインターネット情報を中心に調査・研究を行うとともに、動物用に開発が望まれる薬剤、サプリメント、フードの設計を試みます。そして、設計した新規製品について、製薬企業および食品企業の協力のもとで試作します（動物へは与えません）。

# 9

# 課外活動

- 課外活動について
- 課外活動の諸手続き
- クラブ&サークル紹介
- 団体学生割引制度

# ●課外活動について

## 課外活動の意義

大学生活において、正課授業が重要なことはいまでもありませんが、課外活動もまた大切な意義をもっています。自分の趣味、能力、あるいは勉強との関係を考えながら、人とのつながりを前提とした課外活動に参加し、多くの経験をするなかで、主として次の3つのことを学んでいくことができます。

### 人間関係の育成

課外活動に参加することにより、家庭環境や出身地、考え方の異なる人との付き合い方や協力の仕方を学ぶことができます。学科を超えた友人、先輩、後輩とともに、学生生活の楽しさを味わいながら、多くの経験を重ねるうちに、自主性や協調性、積極性やコミュニケーション能力などの社会生活を営むうえで必要な基礎力が培われます。これらの能力は、やがてみなさんが社会へ出たとき、人間関係を築くうえで、必ず役に立つでしょう。

### 文化的教育と心身の鍛錬

芸術や文化の体験や学習を通じて、自国と他国の文化、民族、伝統や生活様式などを理解することは、教養を高め人格を磨くことに役立ちます。また、スポーツやレクリエーションを通じて、古くから伝わる武道の精神を理解したり、近代スポーツの技術を錬磨したりすることで、心身とともに良好な状態に保つことができます。

### 社会人たる資質の育成

課外活動では、グループによる秩序ある実践的な活動を通して、自己管理能力を高め、個々の持つ能力や多様性を互いに理解していくなかで、道徳心や応用力を獲得することができます。また、課外活動をとおして、卒業後の社会におけるリーダーとして成長していくために必要な指導力や想像力を身につけ、資質を磨くことも重要です。

## 課外活動に参加する際の注意

現在、今治キャンパスには、部・同好会が18団体、愛好会が5団体の計23団体がありますが、活動内容についての認識が曖昧なまま、活動状況を十分に理解せず入部し、トラブルになるケースもあります。トラブルを起こさないために、活動内容や活動状況を、事前にしっかり認識したうえで、サークルへ加入するようにしてください。もしもトラブルが起こったときは、早い段階で、解決することが大切です。一人で思い悩み、さらに悪い事態を招かないように、チューターの教員や教学・学生支援部へ申し出てください。

# ●課外活動の諸手続き

大学は、本学公認の団体の活動がどのように行われているのかについて、知っておく必要があります。また、混乱を避け、限られた施設を有効利用するため、活動場所についても、申請を行う必要があります。

## サークルをつくるには

### ■顧問依頼書

**新**しいサークルを作成するときは、助手以上の専任教員に依頼して顧問を引き受けていただくなくてはなりません。その際に必要な書類が、「顧問依頼書」です。「顧問依頼書」は、新しいサークルだけでなく、既存のサークルも、毎年、年度初めに提出する必要があります。

### ■団体結成・継続届

**今**治キャンパスには、23団体のサークル（部・同好会・愛好会）があります。目的とするサークルが無い場合には、会員を募って、新しいサークルを結成することができます。この場合、会員の数は、最低5名以上必要です。サークルの目的、顧問（助手以上の専任教員）、代表責任者、役員、活動計画等を決め、「団体結成・継続届」に「団体員名簿」と「団体規約」を添えて学生委員会へ提出してください。なお、既存のサークルと同じような趣旨のサークルや継続性の無いサークルは、作ることができないため、事前に学生委員会に連絡してください。

なお、既存のサークルも、毎年、年度初めには活動を継続するために、「団体結成・継続届」と「団体員名簿」の提出が必要です。

## 課外活動をするときには

### ■課外・学外活動届

**学**生団体が、日常の練習や研究活動を行う際は、「課外活動届」の提出が必要です。また、学外で合宿・音楽会・旅行・大会参加・その他の行事を行うときには、行事名称・日程・宿泊地・参加者名簿などを記載した「学外活動届」を一週間前までに提出しなければなりません。この届出の無かったサークルには、学友会予算の請求・団体割引の資格等が失われるほか、活動停止等の処分を受ける場合があります。

### ■課外活動報告書

「課外活動届」や「学外活動届」を提出した活動後には、その成果を記録した「活動結果報告書」を参加者名簿添付の上、提出しなければなりません。

### ■施設・物件使用許可願い及び誓約書

☐ 常の練習や研究活動のための場所（講義室、演習室、体育館等）・物件（暗幕、テント等）を使用する場合は、使用日の一週間前までに、「施設・物件使用許可願い及び誓約書」を提出してください。

なお、講義室、演習室、体育館等を使用する場合は、まず、教学・学生支援部の窓口で、施設の空き状況を確認のうえ、「施設・物件使用許可願い及び誓約書」に必要事項を明記し、許可を受けてください。

## その他

### ■掲示

**サ**ークルの部員への連絡等で掲示がしたいときは、管理棟1階にある掲示板にA4以内の大きさの紙で掲示をすることができます（掲示期間は、一週間以内）。掲示物に、掲示期間、責任者の氏名・学生番号を明記してください。その他の場所に掲示するときは、学生委員会に申し出て許可を受けてください。

また、学外へポスターなどの掲示をするときも、学生委員会へポスターの現物をもって、届け出てください。

### ■印刷物配布届

**新**入部員勧誘のビラ・機関紙等の印刷物を配布するときは、学生委員会へ申し出てください。顧問の承認が必要です。

学外で配布するときも、同様の手続きをしてください。

### ■学外団体加盟届

**本**学の学生団体が、学外団体に加盟したいときは、団体規約と加盟する学外団体規約を添えて教学・学生支援課に提出し許可を受けなければなりません。この場合も、顧問の承認が必要です。

# ●クラブ&サークル紹介

## 学友会運営図

### 議 決 機 関

#### 総 会

[学友会の最高議決機関。]  
正会員（学生・大学院生。）  
＜議長（1名）、副議長（1名）、書記（2名）は、  
学生委員会において選出した者。＞

#### 評議会

[学友会活動・経理・学生協議会の議決事項について協議する。]  
会長、副会長、特別顧問、大学事務局長代理、  
教学・学生支援部長、学生委員会委員長、学生協議  
会議長、会計監査会会長、大学祭実行委員会委員長。

#### 学生協議会

[学友会活動について協議し、評議会の委任事項に  
について決定する。]  
クラス代表（1年次から3年次クラス1名）、学生  
委員長。  
＜議長、副議長、書記は、正会員から選出した者。＞

#### クラス会

#### その他 幹部会（学友会則にない相談会）

[週1回、各局の活動報告、行事の方針、各局の議  
題の相談を行う。]

### 特 別 機 関

#### 会計監査会

#### 大学祭実行委員会

#### 学生協議会本部

[協議会の議事進行を円滑充実  
させる為の事務的処理を行う。]  
協議会議長。

### 執 行 機 関

#### 学生委員会

[学友会の執行機関。総会、評議会及び学  
生協議会の決定事項の細目を審議し執行す  
る。]

部・同好会    愛好会    クラス会

#### 備 考 学友会会員

正会員  
（岡山理科大学学生・大学院生）  
特別会員  
（岡山理科大学教員）

名誉会長（総長）、会長（学長）、副会長  
（獣医学部長）、特別顧問（副学長、獣医  
副学部長、学生生活委員会委員長）

今治キャンパスには、以下の部・同好会・愛好会があります

## 団体一覧

#### 学生執行機関

学生委員会

#### 活動団体

|             |               |         |             |
|-------------|---------------|---------|-------------|
| 硬式テニス部      | 男子バスケットボール部   | バレーボール部 | ラグビー同好会     |
| 動物愛好部       | 軽音楽部          | フットサル部  | 弓道部         |
| 写真部         | 剣道部           | 農業部     | 今治イラスト漫画研究部 |
| 馬術部         | 陸上競技同好会       | フィットネス部 | 女子バスケットボール部 |
| 生物部         | バトミントン部       | 文藝愛好会   | ダンス愛好会      |
| 卓球愛好会       | ゴルフ愛好会        | 吹奏楽愛好会  | サッカー愛好会(予定) |
| 阿波踊り愛好会(予定) | ソフトテニス愛好会(予定) |         |             |

## ●団体学生割引制度

課外活動やゼミなど学生8人以上の団体で引  
率者（教職員1名以上）がいれば団体割引が利用  
でき、JRの普通旅客運賃が半額になります。

所定の申込用紙（JR窓口、旅行代理店で取り  
扱ってます）に、教学・学生支援部にて証明を  
受けてください。

なお、学割証明書の利用についてはP. 15を参  
照してください。



# オリエンテーション

- 2026年度1年生オリエンテーション実施要項  
オリエンテーション  
・ 獣医学部  
白衣のサイズ確認について
- その他  
今治市のゴミの捨て方について

# 2026年度1年生オリエンテーション実施要項

## オリエンテーション

**持参する物** ・筆記用具（黒のボールペン・鉛筆等）  
**準備** ・新しい住所・郵便番号・電話番号・ノートパソコン（初期設定済み）・ID通知書

## ● 獣医学部

| 日 付    | 内 容                                                                                                                  | 備 考                                           |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 4/3（金） | 入学宣誓式13:30～（受付開始12:00）                                                                                               | 場所：シゲトアーリーナ岡山<br>（旧シップアリーナ）<br>岡山市北区いずみ町2-1-3 |
| 4/4（土） | <b>1年生オリエンテーション①（終日）</b><br>○事務オリエンテーション<br>○ネットワーク設定<br>○英語 プレースメントテスト<br>○健康管理室連絡<br>○学食体験<br>○履修指導                |                                               |
| 4/6（月） | 1年生研修（午前）<br>○指導教員（チューター）紹介<br>○クラブ紹介<br>定期健康診断（午後・1年生）                                                              |                                               |
| 4/7（火） | <b>1年生オリエンテーション②（終日）</b><br>○挨拶：学部長・学科長・教務委員長・学生生活委員長<br>○学力多様化調査<br>○学科別オリエンテーション（時間割作成）<br>○スポーツとフィールド科学（受講希望者）    |                                               |
| 4/8（水） | <b>1年生オリエンテーション③（終日）</b><br>○情報発信のトラブル・自転車交通安全講習会<br>○バイク講習会<br>○地域貢献・地域連携<br>○学科別オリエンテーション（時間割作成）<br>○学生協議会・クラス代表選出 |                                               |

※内容が変更する場合がございます。

## 白衣のサイズ確認について

4月4日（土）に、獣医学部棟2階のホールにて、実習で必要となる白衣・長靴のサンプルを用意していますので、サイズの確認を必ず行ってください。長靴に関しては各自、フットカバーやビニール袋を持参してください。



## ごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信中

ごみ分別方法を簡単に検索したり、ごみの収集日を通知したり、便利な機能がついた**ごみ分別アプリ**を配信しています。

### 【利用方法】

①お使いのスマートフォン(タブレット)にダウンロード

#### ■ダウンロードサイト

##### ①文字検索をする場合

iOS(iPhone) : App Storeで「さんあ〜る」を検索

Android携帯 : Google Playで「さんあ〜る」を検索

##### ②二次元バーコードから検索



スマートフォンにダウンロードしてごみの出し方を簡単検索！

※本アプリは無料ですが、アプリのダウンロード時やご利用時には別途通信料がかかります。利用者のご負担となりますので予めご了承ください。

##### ②「設定」からお住まいの地域を選択

「新規登録」をタップし、続けて表示される地区選択画面で、愛媛県⇒今治市⇒お住まいの地区をタップして設定完了です。

次のページでは、主な機能を紹介しています



引越し等で住所が変わった場合は、アプリのメニュー内にある「設定」(地域設定)で随時変更可能です。



【問合せ先】今治市資源リサイクル課 TEL : 0898-47-5374

## 【主な機能】

### メニュー（一覧画面）



### 【ごみ出し日通知】

【設定】⇒【ごみ出し日通知】で設定すると、ごみ出し日が近づく自動で通知が来ます。  
ON/OFFと、通知対象のごみ種並びに通知時間の設定が可能です。

### 【その他】

各施設、許可業者、専門業者、各資源回収拠点等の情報は、各項目内の一覧表で確認可能。  
また、直接施設や業者に持ち込む場合、位置情報がGoogle Mapと連動しており、ナビ機能もあるため迷わず行くことができます。



### 【ごみガイド】

家庭ごみの分別ガイドブックの各内容を確認可能。



### 【ごみ分別検索】

五十音リストからごみ種別を検索可能。  
※検索機能付

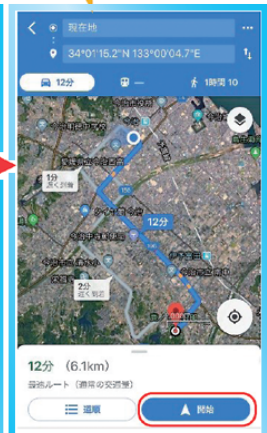
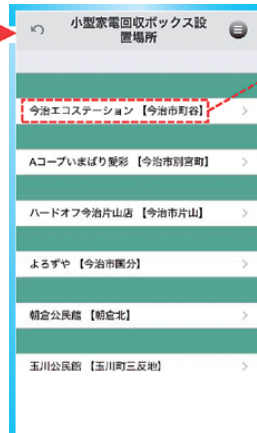


### 【収集日カレンダー】

カレンダーでごみ収集日を確認できます。  
トップ画面には週間のカレンダーが表示されています。  
※月間カレンダーを確認したい場合は、週間カレンダー上のボタンをタップすれば月間カレンダーが開きます。



便利なナビ機能付！







わからないことには夢がある



岡山理大 大学生活ガイドブック 2026  
AREKORE GUIDEBOOK

学生番号：

氏 名：